

## 資料編

1. 市の概要 .....	57
2. 公害測定機器 .....	58
3. 大気汚染 .....	59
4. 悪臭 .....	73
5. 水質汚濁 .....	74
6. 騒音・振動 .....	87
7. 土壌汚染 .....	101
8. ダイオキシン類 .....	103
9. アスベスト .....	105
10. 廃棄物 .....	107
11. 環境の苦情・陳情 .....	122
12. 環境啓発と学習 .....	123
13. 地球環境 .....	125
14. 生物多様性 .....	127
15. 用語の解説 .....	130



## 1. 市の概要

### (1) 気候

表 1.1.1 気温・湿度の推移（成田局）

年 度	気 温 (°C)			湿 度 (%)
	最 高	最 低	平 均	平 均
平成 22 年度	37.3	-3.5	16.6	59.9
平成 23 年度	36.8	-3.7	16.4	61.4
平成 24 年度	36.6	-2.1	16.2	61.0
平成 25 年度	37.9	-1.9	16.6	60.3
平成 26 年度	36.6	-1.2	16.2	58.8
平成 27 年度	37.2	-3.9	16.8	59.4
平成 28 年度	37.3	-2.2	16.8	61.7
平成 29 年度	35.6	-3.6	16.2	58.3
平成 30 年度	39.2	-0.7	17.4	67.0
令和元年度	37.8	-1.5	17.3	67.3

表 1.1.2 令和元年度  
月別気温・湿度（成田局）

月	気 温 (°C)			湿 度 (%)
	最 高	最 低	平 均	平 均
4 月	27.4	2.1	14.1	61
5 月	32.8	7.6	20.6	55
6 月	32.1	16.7	23.5	71
7 月	35.7	20.3	26.1	80
8 月	37.8	20.6	28.9	74
9 月	36.0	16.2	26.2	73
10 月	33.8	11.2	20.0	77
11 月	23.2	3.5	13.5	67
12 月	16.7	2.3	8.6	72
1 月	17.0	1.6	7.8	68
2 月	18.9	-1.5	7.2	65
3 月	22.9	-0.1	10.8	64

### (2) 産業

表 1.2.1 事業所数等の推移

年 度	事業所数（社）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
平成 26 年度	244	8,478	18,077,119
平成 27 年度	255	7,133	17,650,975
平成 28 年度	228	7,835	16,119,695
平成 29 年度	225	8,037	19,491,136
平成 30 年度	208	7,578	18,411,060

資料：工業統計調査（大阪府集計）

## 2. 公害測定機器

表 2.1.1 公害測定機器一覧

分類	測定項目	測定機器
騒音・振動関係	騒音	リオン NA-20、NL-21
	振動	リオン VM-52、VM-55EX
大気関係	SO <sub>2</sub>	東亜ディーケーケー GFS-352B
	NO <sub>x</sub>	東亜ディーケーケー GLN-354
	炭化水素	東亜ディーケーケー GHC-355
	CO	堀場製作所 APMA-3700R
	O <sub>x</sub>	堀場製作所 APOA-3700R 東亜ディーケーケー GUX-353B
	SPM	紀本電子工業 PM-711、SPM-613
	PM2.5	サーモ FH62C14
	気温・湿度・風向・風速	NEI WS-BN6-1 ほか
	気温・湿度	小笠原計器製作所 TS-3D0、NP-110A
	風向・風速	光進電気工業 KVS-550
	アスベスト測定用サンプリングポンプ	AS-100 型
	顕微鏡	生物顕微鏡 CiS-T-Ph
	吸光度（NO <sub>2</sub> 簡易測定）	日立製作所 U-5100
水質関係	pH	堀場製作所 D-51
	溶存酸素	堀場製作所 D-55
	残留塩素	HACH 2470
第二京阪道路 環境監視関係	NO <sub>x</sub>	堀場製作所 APNA-3700
	SPM	堀場製作所 APDA-3700 東亜ディーケーケー DUB-357C
	風向・風速	小笠原計器製作所 C-W175
	騒音	リオン NA-36

### 3. 大気汚染

#### (1) 環境基準と法・条例の体系図

表 3.1.1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ 1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

#### 【評価方法】

##### ①短期的評価

###### ◇二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント

測定を行った日についての 1 時間値の 8 時間平均値（一酸化炭素）又は 1 時間値（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）を環境基準と比較して評価を行う。

##### ②長期的評価

###### ◇二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるものを除外した後の最高値を環境基準と比較して評価する。但し、1 日平均値について環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

###### ◇二酸化窒素

年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値を環境基準と比較して評価する。

##### ③微小粒子状物質

長期基準として 1 年平均値を環境基準と比較して評価する。短期基準として年間の 1 日平均値のうち低い方から 98% に相当する値を環境基準と比較して評価する。

(2) 大気汚染測定結果

表 3.2.1 大気汚染測定結果の推移

寝屋川市役所局

【二酸化窒素】

年度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が 0.2ppmを超えた 時間数とその割合	1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその割合	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合	日平均値の 年間98% 値	98%値的評価 による日平均値 が0.06ppmを 超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間) (%)	(時間) (%)	(日) (%)	(日) (%)	(ppm)	(日)
平成27年度	362	8563	0.015	0.070	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.3	0.031	0
平成28年度	323	7753	0.015	0.063	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.033	0
平成29年度	350	8346	0.014	0.074	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.3	0.034	0
平成30年度	252	6134	0.014	0.063	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.4	0.031	0
令和元年度	364	8627	0.012	0.064	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.3	0.028	0

【浮遊粒子状物質】

年度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m3を超え た時間数とその割 合	日平均値が 0.10mg/m3を超え た日数とその割合	1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日が 2日以上連続し た ことの有無	環境基準の長 期 的評価における 日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m3)	(時間) (%)	(日) (%)	(mg/m3)	(mg/m3)	(有×無○)	(日)
平成27年度	361	8654	0.021	0 0.0	0 0.0	0.089	0.051	○	0
平成28年度	359	8620	0.019	0 0.0	0 0.0	0.068	0.039	○	0
平成29年度	361	8651	0.020	0 0.0	0 0.0	0.070	0.044	○	0
平成30年度	360	8645	0.017	0 0.0	0 0.0	0.083	0.039	○	0
令和元年度	361	8664	0.015	0 0.0	0 0.0	0.068	0.036	○	0

【微小粒子状物質】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え た 日数とその割合		98%値評価によ る日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数
					(日)	(%)	
平成27年度	321	7802	12.0	33.1	2	0.6	0
平成28年度	316	7621	11.7	27.0	0	0.0	0
平成29年度	357	8586	11.0	29.4	0	0.0	0
平成30年度	328	7959	10.8	27.2	0	0.0	0
令和元年度	360	8606	11.6	29.0	2	0.6	0

【光化学オキシダント】

年 度	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間値の 最高値	昼間の 日最高 1時間値の 年平均値
				(日)	(時間)	(日)	(時間)		
平成27年度	366	5402	0.035	104	595	4	7	0.130	0.052
平成28年度	352	5203	0.035	89	496	0	0	0.119	0.051
平成29年度	360	5295	0.035	99	539	0	0	0.116	0.051
平成30年度	365	5401	0.034	82	441	1	1	0.125	0.049
令和元年度	366	5389	0.034	87	476	0	0	0.118	0.049

成田局

【二酸化窒素】

年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値の年間98%値	98%値的評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間) (%)	(時間) (%)	(日) (%)	(日) (%)	(ppm)	(日)
平成27年度	364	8658	0.012	0.062	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.3	0.030	0
平成28年度	362	8627	0.012	0.059	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.029	0
平成29年度	356	8503	0.013	0.061	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.030	0
平成30年度	364	8627	0.011	0.057	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.029	0
令和元年度	327	7846	0.011	0.060	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.3	0.026	0

【浮遊粒子状物質】

年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数とその割合	日平均値が0.10mg/m3を超えた日数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m3を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価における日平均値が0.10mg/m3を超えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m3)	(時間) (%)	(日) (%)	(mg/m3)	(mg/m3)	(有×無○)	(日)
平成27年度	357	8617	0.021	0 0.0	0 0.0	0.082	0.041	○	0
平成28年度	353	8528	0.020	0 0.0	0 0.0	0.111	0.038	○	0
平成29年度	357	8587	0.021	0 0.0	0 0.0	0.071	0.041	○	0
平成30年度	362	8698	0.020	0 0.0	0 0.0	0.078	0.045	○	0
令和元年度	362	8707	0.018	0 0.0	0 0.0	0.073	0.040	○	0



【光化学オキシダント】

年 度	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間値の 最高値	昼間の 日最高 1時間値の 年平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
平成27年度	366	5463	0.028	38	145	0	0	0.095	0.041
平成28年度	365	5449	0.031	58	295	0	0	0.108	0.044
平成29年度	328	4855	0.032	64	301	0	0	0.109	0.046
平成30年度	365	5445	0.033	67	383	0	0	0.115	0.047
令和元年度	366	5447	0.033	79	404	0	0	0.199	0.048

【二酸化硫黄】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.1ppmを超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.04ppmを超えた 日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上連続し た ことの有無	環境基準の長 期 的評価における 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)			(有×無○)	(日)
平成27年度	359	8651	0.003	0	0.0	0	0.0	0.017	0.006	○	0
平成28年度	349	8459	0.002	0	0.0	0	0.0	0.020	0.005	○	0
平成29年度	339	8299	0.003	0	0.0	0	0.0	0.011	0.006	○	0
平成30年度	360	8616	0.002	0	0.0	0	0.0	0.016	0.005	○	0
令和元年度	365	8667	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.003	○	0

【一酸化炭素】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	8時間値が 20ppmを超えた 回数とその割合		日平均値が 10ppmを超えた 日数とその割合		1時間値が 30ppm以上と なったことがある 日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 10ppmを 超えた日が 2日以上連続し た ことの有無	環境基準の長 期的評価による 日平均値が 10ppmを 超えた日数
				(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)				
平成27年度	366	8714	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.1	0.4	○	0
平成28年度	365	8682	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.1	0.5	○	0
平成29年度	361	8612	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.5	0.5	○	0
平成30年度	337	8149	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.6	0.5	○	0
令和元年度	366	8659	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.8	0.5	○	0

寝屋南局

【二酸化窒素】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が 0.2ppmを超えた 時間数とその割合		1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその割合		日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値の 年間98% 値	98%値的評価 による日平均値 が0.06ppmを 超えた日数
					(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)		
平成27年度	365	8652	0.018	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.036	0
平成28年度	365	8621	0.016	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.032	0
平成29年度	364	8597	0.017	0.072	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.035	0
平成30年度	357	8536	0.015	0.069	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0
令和元年度	351	8377	0.014	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.029	0

【浮遊粒子状物質】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m3を超え た時間数とその割 合		日平均値が 0.10mg/m3を超え た日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日が 2日以上連続し た ことの有無	環境基準の長 期 的評価における 日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
平成27年度	361	8773	0.017	0	0.0	0	0.0	0.072	0.042	○	0
平成28年度	352	8485	0.017	0	0.0	0	0.0	0.070	0.036	○	0
平成29年度	361	8648	0.019	0	0.0	0	0.0	0.095	0.044	○	0
平成30年度	362	8658	0.018	0	0.0	0	0.0	0.096	0.040	○	0
令和元年度	353	8465	0.015	0	0.0	0	0.0	0.087	0.038	○	0

小路局

【二酸化窒素】

年度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が 0.2ppmを超えた 時間数とその割合	1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその割合	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合	日平均値の 年間98% 値	98%値的評価 による日平均値 が0.06ppmを 超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間) (%)	(時間) (%)	(日) (%)	(日) (%)	(ppm)	(日)
平成27年度	365	8654	0.016	0.070	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.3	0.033	0
平成28年度	364	8629	0.017	0.067	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.3	0.031	0
平成29年度	358	8528	0.017	0.077	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.033	0
平成30年度	359	8591	0.016	0.066	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.030	0
令和元年度	332	7888	0.014	0.064	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.026	0

【浮遊粒子状物質】

年度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m3を超え た時間数とその割 合	日平均値が 0.10mg/m3を超え た日数とその割合	1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日が 2日以上連続し た ことの有無	環境基準の長 期 的評価における 日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m3)	(時間) (%)	(日) (%)	(mg/m3)	(mg/m3)	(有×無○)	(日)
平成27年度	361	8667	0.017	0 0.0	0 0.0	0.083	0.043	○	0
平成28年度	289	6983	0.015	0 0.0	0 0.0	0.165	0.033	○	0
平成29年度	335	8034	0.017	0 0.0	0 0.0	0.069	0.042	○	0
平成30年度	361	8642	0.017	0 0.0	0 0.0	0.067	0.037	○	0
令和元年度	366	8731	0.015	0 0.0	0 0.0	0.129	0.033	○	0

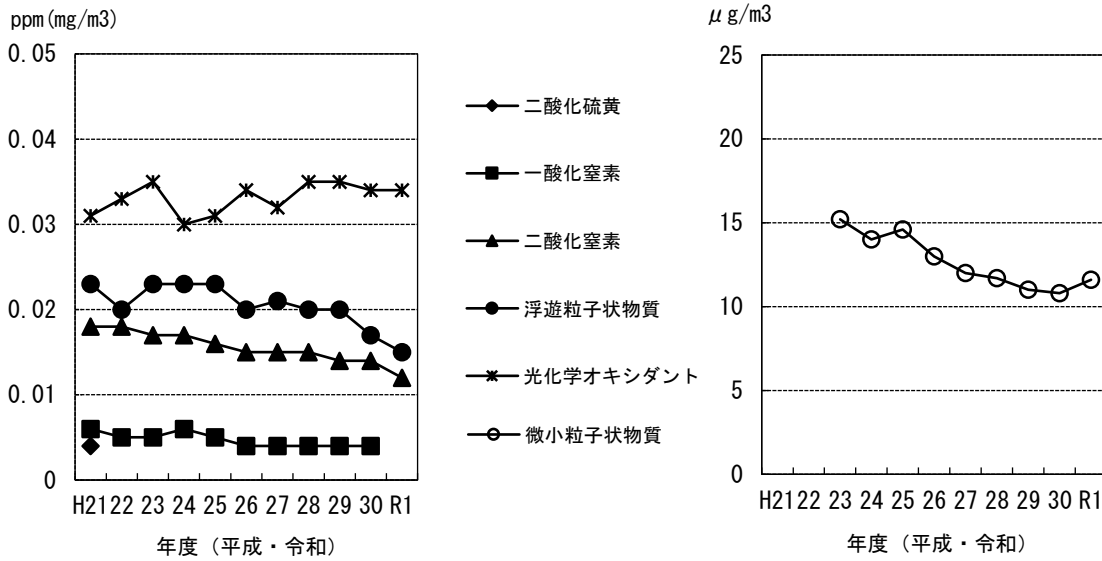


図 3.2.1 大気汚染測定結果の推移（寝屋川市役所局）

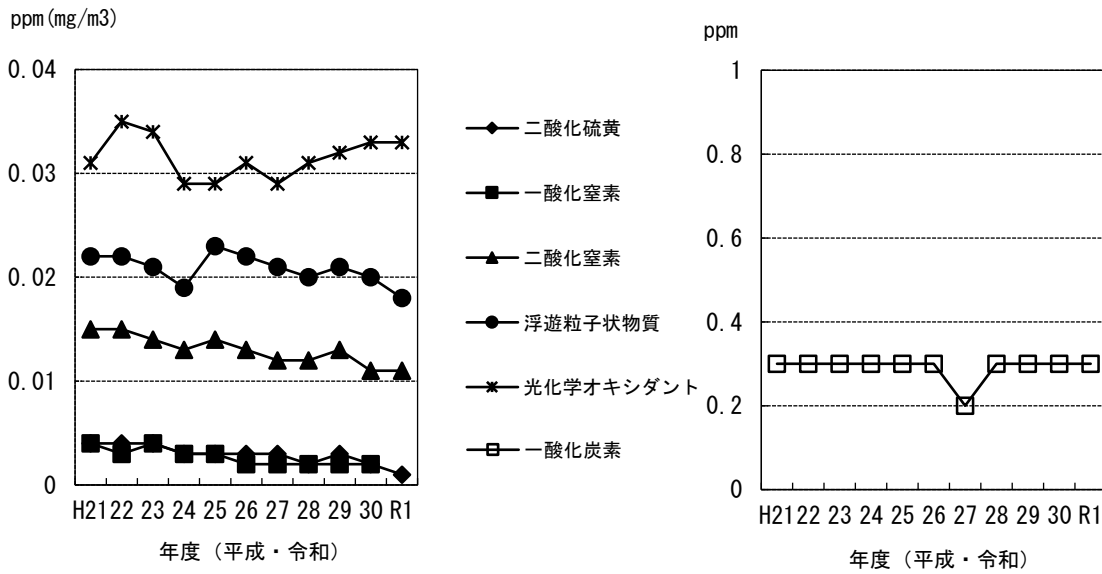


図 3.2.2 大気汚染測定結果の推移（成田局）

表 3.2.2 令和元年度における大気汚染に係る環境基準達成状況

測定局	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	光化学オキシダント (Ox)	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)
寝屋川市役所局	○	長○ 短○	長○ 短○	×	-	-
成田局	○	長○ 短○	-	×	長○ 短○	長○ 短○
寝屋南局	○	長○ 短○	-	-	-	-
小路局	○	長○ 短○	-	-	-	-

(○は達成、×は未達成、-は未測定)

表 3.2.3 二酸化窒素簡易測定結果

No.	測定地点	春季	夏季	秋季	冬季
		R1.5.22	R1.8.21	R1.11.20	R2.2.19
1	寝屋川市役所局	14.5	10.2	11.6	27.5
2	成田局	12.0	10.2	10.3	25.2
3	寝屋南局	18.7	13.0	14.5	26.6
4	小路局	16.9	16.2	—(※)	26.3
5	宇谷小学校	9.8	10.6	13.3	23.0
6	寝屋川公園	13.5	16.6	12.0	23.8
7	楠根配水場	16.5	9.1	13.1	22.4
8	楠根小学校	15.3	11.7	14.5	22.8
9	しらゆり保育園	17.0	11.9	13.3	22.7
10	第七中学校	13.1	8.9	10.6	21.9
11	緑風園	16.9	9.2	13.5	24.5
12	堀溝小学校	13.4	9.0	11.0	24.4
13	第八中学校	23.8	15.9	13.9	29.2
14	第九中学校	13.8	10.2	11.7	24.5
	最大値	23.8	16.2	14.5	29.2
	最小値	9.8	8.9	10.3	21.9
	平均値	15.8	12.7	12.6	24.6

※測定機器故障のため、基準値として用いていないことを表します。

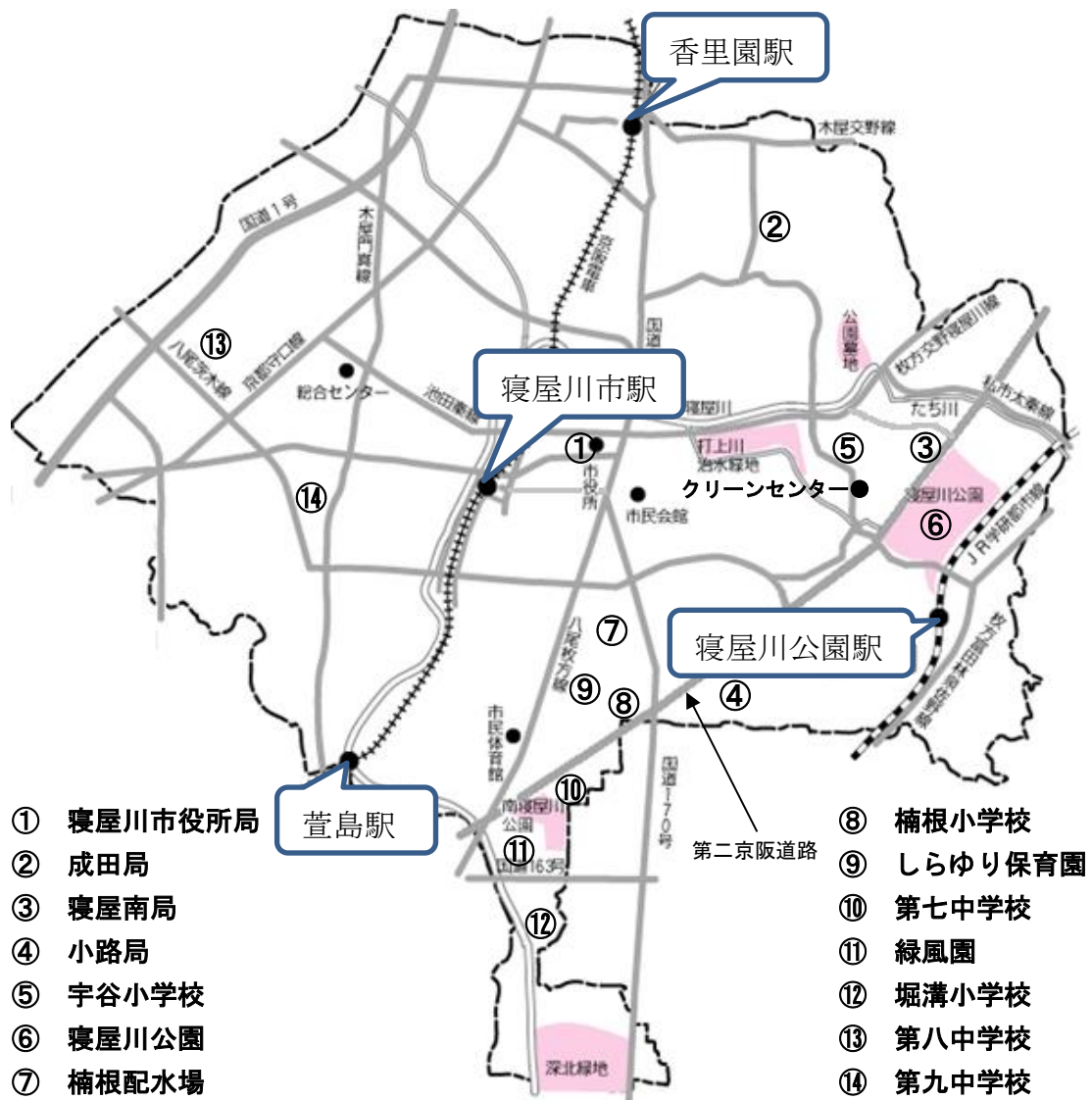


図 3.2.3 二酸化窒素簡易測定地点

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P. 49 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標 2 の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

### (3) 光化学スモッグ

表 3.3.1 光化学スモッグ予報・注意報発令回数の推移

年 度	寝屋川市 (東大阪地域)		大阪府全域	
	予 報	注意報	予 報	注意報
平成 22 年度	11	8	17	12
平成 23 年度	2	2	4	4
平成 24 年度	4	2	7	4
平成 25 年度	10	3	13	7
平成 26 年度	2	1	5	3
平成 27 年度	7	6	12	11
平成 28 年度	3	1	9	7
平成 29 年度	2	1	2	1
平成 30 年度	5	4	9	5
令和元年度	3	1	5	5

表 3.3.2 オキシダント緊急時発令基準

区分	発 令 基 準	解 除 等 の 基 準
予 報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.08 ppm以上である大気汚染の状態になった場合、かつ気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
注 意 報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.12 ppm以上である大気汚染の状態になった場合、かつ気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき、なお、この解除は予報の解除を含むものとする。
警 報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.24 ppm以上である大気汚染の状態になった場合、かつ気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
重 大 警 報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.40 ppm以上である大気汚染の状態になった場合、かつ気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。



表 3.3.3 オキシダント緊急時発令地域区分

地域の区分		市 区 町 村
略 称	地 域 の 名 称	
1の地域	大阪市中心部の地域	大阪市北区, 都島区, 福島区, 此花区, 中央区, 西区, 港区, 大正区, 天王寺区, 浪速区, 東成区, 生野区, 阿倍野区及び西成区
2の地域	大阪市北部及びその周辺地域	大阪市西淀川区, 淀川区及び東淀川区並びに豊中市, 吹田市及び摂津市
3の地域	東大阪地域	大阪市旭区, 城東区及び鶴見区並びに守口市, 八尾市, 寝屋川市, 大東市, 柏原市, 門真市, 東大阪市, 四條畷市及び交野市
4の地域	堺市及びその周辺地域	大阪市住之江区, 住吉区, 東住吉区, 及び平野区並びに堺市, 泉大津市, 松原市, 和泉市, 羽曳野市, 高石市, 藤井寺市及び忠岡町
5の地域	北大阪地域	池田市, 高槻市, 枚方市, 茨木市, 箕面市, 島本町, 豊能町及び能勢町
6の地域	南河内地域	富田林市, 河内長野市, 大阪狭山市, 太子町, 河南町及び千早赤阪村
7の地域	泉南地域	岸和田市, 貝塚市, 泉佐野市, 泉南市, 阪南市, 熊取町, 田尻町及び岬町

(4) 令和元年度大気汚染に係る届出件数

表 3.4.1 届出件数

	大気汚染防止法					大阪府生活環境の保全等に関する条例					
	ばい煙	揮発性有機化合物	粉じん		水銀	ばい煙		揮発性有機化合物		粉じん	
			一般	特定		ばいじん	有害物質	届出施設	届出工場等	一般	特定
設 置	3					1				1	
使 用											
構造等変更	1										
氏名等変更	8					5					
廃 止	4					1	4	2	2	4	
承 継						1					

表 3.4.2 PM<sub>2.5</sub> 注意喚起判断方法

地 域	市 区 町 村
大阪市	大阪市
堺市	堺市
北摂	豊中市, 池田市, 吹田市, 高槻市, 茨木市, 箕面市, 摂津市, 島本町, 豊能町及び能勢町
北・中河内	守口市, 枚方市, 八尾市, 寝屋川市, 大東市, 門真市, 東大阪市, 四條畷市及び交野市
南河内	富田林市, 河内長野市, 松原市, 柏原市, 羽曳野市, 藤井寺市, 大阪狭山市, 太子町, 河南町及び千早赤阪村
泉州	岸和田市, 泉大津市, 貝塚市, 泉佐野市, 和泉市, 高石市, 泉南市, 阪南市, 忠岡町, 熊取町, 田尻町及び岬町
<p>上記6地域のうち、朝（午前5時、6時、7時）の1時間値の平均値の2番目に大きい値が <math>85 \mu\text{g}/\text{m}^3</math> を超えた地域が一つでもあった場合、または昼（午前5時～12時）の1時間値の平均値の最大値が <math>80 \mu\text{g}/\text{m}^3</math> を超えた地域が一つでもあった場合に、注意喚起を行う。</p>	

#### 4. 悪臭

##### (1) 規制基準

表 4.1.1 悪臭に係る規制基準

悪臭物質の種類	規制基準 (ppm)	においの種類	主な発生事業所
1 アンモニア	1	し尿のような臭い	畜産事業場、し尿処理場等
2 メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのような臭い	し尿処理場、ゴミ処理場等
3 硫化水素	0.02	腐った卵のような臭い	畜産事業場、し尿処理場等
4 硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのような臭い	し尿処理場
5 二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのような臭い	し尿処理場
6 トリメチルアミン	0.005	腐った魚のような臭い	畜産事業場、水産食品製造工場等
7 アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青くさい臭い	石油系化学工場
8 プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱいこげた臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
9 ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱいこげた臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
10 イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱいこげた臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
11 ノルマルバレールアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
12 イソバレールアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
13 イソブタノール	0.9	刺激的な醜酵した臭い	焼付、塗装、印刷工程を有する事業所等
14 酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
15 メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
16 トルエン	10	ガソリンのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
17 スチレン	0.4	都市ガスのような臭い	FRP 製品製造工場、化学合板製造等
18 キシレン	1	ガソリンのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
19 プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱい臭い	染色工場等
20 ノルマル酪酸	0.001	汗くさい臭い	畜産事業場等
21 ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のような臭い	畜産事業場、畜産食品製造工場等
22 イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のような臭い	畜産事業場等

## 5. 水質汚濁

### (1) 環境基準と法律・条例による規制のしくみ

表 5.1.1 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
1 カドミウム	0.003mg/ℓ以下	15 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
2 全シアン	検出されないこと	16 トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
3 鉛	0.01mg/ℓ以下	17 テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
4 六価クロム	0.05mg/ℓ以下	18 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
5 砒素	0.01mg/ℓ以下	19 チウラム	0.006mg/ℓ以下
6 総水銀	0.0005mg/ℓ以下	20 シマジン	0.003mg/ℓ以下
7 アルキル水銀	検出されないこと	21 チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
8 PCB	検出されないこと	22 ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
9 ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	23 セレン	0.01mg/ℓ以下
10 四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
11 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	25 ふっ素	0.8mg/ℓ以下
12 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	26 ほう素	1mg/ℓ以下
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	27 1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
14 1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		

表 5.1.2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

### 河川（湖沼を除く）

類 型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

※寝屋川（住道大橋より上流）はB類型、古川はD類型に指定されています。

（平成29年1月27日大阪府指定）

## 河川及び湖沼

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノ ニ ル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

※寝屋川（住道大橋より上流）は生物B類型に指定され、古川は類型指定されていません。

（平成 29 年 1 月 27 日大阪府指定）

表 5.1.3 要監視項目及び指針値

### 人の健康の保護に係る項目

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
1 クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	14 フェノブカルブ	0.03mg/ℓ以下
2 トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	15 イプロベンホス	0.008mg/ℓ以下
3 1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	16 クロルニトロフェン	—
4 p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下	17 トルエン	0.6mg/ℓ以下
5 イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	18 キシレン	0.4mg/ℓ以下
6 ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	19 フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下
7 フェニトロチオン	0.003mg/ℓ以下	20 ニッケル	—
8 イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下	21 モリブデン	0.07mg/ℓ以下
9 オキシ銅	0.04mg/ℓ以下	22 アンチモン	0.02mg/ℓ以下
10 クロロタロニル	0.05mg/ℓ以下	23 塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
11 プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	24 エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下
12 EPN	0.006mg/ℓ以下	25 全マンガン	0.2mg/ℓ以下
13 ジクロルボス	0.008mg/ℓ以下	26 ウラン	0.002mg/ℓ以下

河川及び湖沼（水生生物の保全に係る項目）

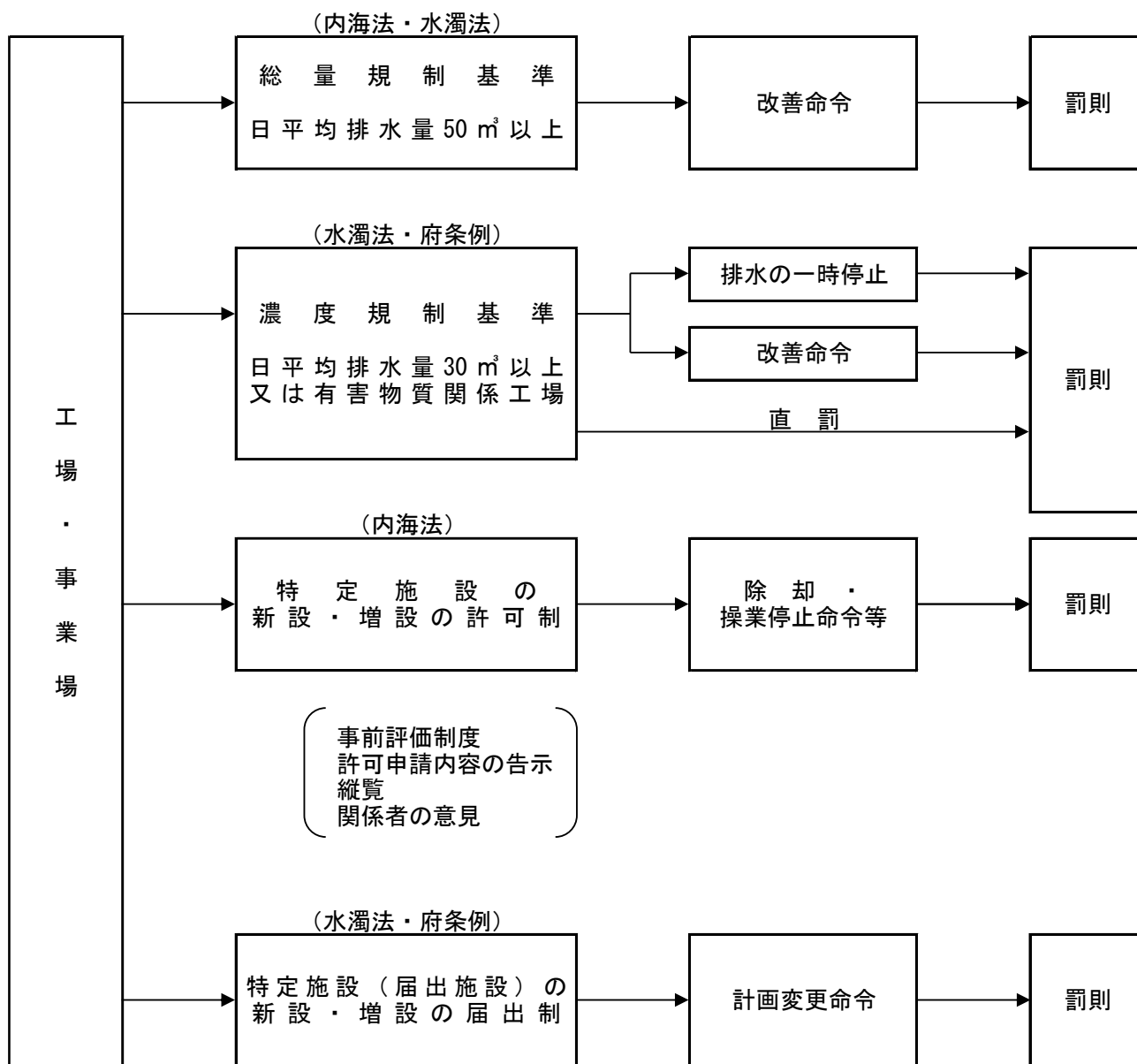
項目	類型	指針値	項目	類型	指針値
1	クロロホルム	生物A	4	4- <i>t</i> -オクチルフェノール	生物A
		0.7mg/ℓ以下			生物特A
		0.006mg/ℓ以下			生物B
		3mg/ℓ以下			生物特B
		3mg/ℓ以下			0.001mg/ℓ以下
2	フェノール	生物A	5	アニリン	生物特A
		0.05mg/ℓ以下			生物B
		0.01mg/ℓ以下			生物特B
		0.08mg/ℓ以下			生物A
		0.01mg/ℓ以下			0.02mg/ℓ以下
3	ホルムアルデヒド	生物A	6	2,4-ジクロロフェノール	生物特A
		1mg/ℓ以下			生物B
		1mg/ℓ以下			生物特B
		1mg/ℓ以下			生物A
		1mg/ℓ以下			0.03mg/ℓ以下
		1mg/ℓ以下			0.003mg/ℓ以下
		1mg/ℓ以下			0.03mg/ℓ以下
		1mg/ℓ以下			0.02mg/ℓ以下

表 5.1.4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
1 カドミウム	0.003mg/ℓ以下	15 1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
2 全シアン	検出されないこと	16 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
3 鉛	0.01mg/ℓ以下	17 トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
4 六価クロム	0.05mg/ℓ以下	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
5 砒素	0.01mg/ℓ以下	19 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
6 総水銀	0.0005mg/ℓ以下	20 チウラム	0.006mg/ℓ以下
7 アルキル水銀	検出されないこと	21 シマジン	0.003mg/ℓ以下
8 PCB	検出されないこと	22 チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
9 ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	23 ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
10 四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	24 セレン	0.01mg/ℓ以下
11 塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下	25 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
12 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	26 ふっ素	0.8mg/ℓ以下
13 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	27 ほう素	1mg/ℓ以下
14 1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	28 1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

表 5.1.5 水質汚濁に関する法律・条例による規制のしくみ

特定施設等を設置し、公共用水域へ排水を排出するものが対象



(2) 水質汚濁測定結果

表 5.2.1 令和元年度公共用水域水質測定結果

項目		水素イオン濃度 pH (指数)		溶存酸素量 DO (mg/l)		生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l)		化学的酸素要求量 COD (mg/l)		浮遊物質量 SS (mg/l)		大腸菌群数 (MPN/100ml)	
		最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均
1	寝屋川 第11水路	7.0	7.4	4.9	6.7	1.4	2.4	5.5	7.0	2	7	3,300	5,200
		～ 7.6		～ 9.0		～ 4.0		～ 10		～ 10		～ 7,900	
2	讚良川	7.4	7.6	9.1	9.6	1.0	1.5	5.6	6.8	1	1	4,900	9,700
		～ 8.0		～ 10		～ 2.1		～ 8.2		～ 2		～ 13,000	
3	寝屋川 萱島橋	6.7	7.2	3.2	9.0	1.3	2.3	5.4	7.5	1	3	490	4,600
		～ 8.0		～ 13		～ 4.7		～ 10		～ 7		～ 17,000	
4	友呂岐水路 新佐伯橋	7.7	7.9	9.0	10	1.3	1.7	2.6	3.6	1	3	140	4,200
		～ 8.1		～ 12		～ 2.4		～ 4.3		～ 4		～ 13,000	
5	古川	7.3	7.5	8.5	8.9	1.8	2.8	4.0	6.4	6	10	7,900	16,000
		～ 7.8		～ 9.0		～ 5.7		～ 7.7		～ 20		～ 22,000	
6	幹線水路	7.8	8.3	10	11	1.7	2.1	3.3	4.2	1	5	130.0	1,800
		～ 8.7		～ 12		～ 2.7		～ 4.5		～ 8		～ 3,300	
7	寝屋川 清水橋	7.7	8.6	9.6	13	1.9	2.9	3.9	5.8	3	6	140	860
		～ 9.9		～ 16		～ 3.7		～ 7.3		～ 9		～ 1,400	
8	楠根川	8.0	8.5	8.8	11	2.2	4.6	6.0	8.0	2	12	4,900	69,000
		～ 9.2		～ 14		～ 11		～ 10		～ 29		～ 240,000	
9	友呂岐水路 友呂岐水路橋	7.3	7.5	2.9	4.3	2.0	3.2	5.1	5.7	3	6	33,000	130,000
		～ 7.6		～ 8.2		～ 3.8		～ 6.7		～ 8		～ 350,000	
10	古川水路	7.4	7.5	8.7	9.9	1.2	2.5	2.9	4.7	3	12	3,300	4,600
		～ 7.6		～ 11		～ 4.0		～ 5.4		～ 31		～ 7,000	
11	二十箇水路	7.5	7.7	8.6	10	1.0	1.8	2.6	5.5	7	10	1,700	7,300
		～ 7.9		～ 12		～ 2.8		～ 7.9		～ 12		～ 17,000	
12	北谷川	9.3	9.8	12	16	0.9	2.0	4.4	8.4	1	8	13	360
		～ 11		～ 20		～ 2.9		～ 12		～ 16		～ 1,400	
13	寝屋川 第五水路	7.6	7.9	8.4	10	1.5	2.0	3.6	4.8	3	5	7,900	22,000
		～ 8.5		～ 13		～ 2.7		～ 6.5		～ 7		～ 49,000	
14	たち川	7.8	8.2	7.3	11	1.2	1.6	2.9	4.7	1	16	260	3,700
		～ 8.5		～ 16		～ 2.0		～ 5.9		～ 54		～ 7,900	
15	宇谷川	9.2	9.6	10	13	<0.5	1.7	4.8	6.4	2	3	<1.8	65
		～ 10		～ 15		～ 2.2		～ 7.3		～ 4		～ 130	
16	打上川	8.1	9.3	10	15	0.8	1.9	3.0	5.4	3	7	<1.8	1,000
		～ 10		～ 20		～ 2.4		～ 7.3		～ 15		～ 2,200	
17	南前川	9.1	9.3	9.2	11	<0.5	2.3	1.2	5.8	1	4	140	530
		～ 9.4		～ 14		～ 3.9		～ 6.5		～ 6		～ 1,100	



河川水路	項目	全窒素 T-N (mg/l)		全りん T-P (mg/l)		全亜鉛 (mg/l)		ノニルフェノール (mg/l)		LAS (mg/l)	
		最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均
1	寝屋川 第11水路	2.5 ～ 9.8	7.6	0.09 ～ 0.33	0.24	0.023 ～ 0.026	0.023	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006
2	讚良川	4.8 ～ 6.9	5.6	0.12 ～ 0.70	0.38	0.032 ～ 0.053	0.041	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	0.0015 ～ 0.0015	0.0015
3	寝屋川 萱島橋	5.7 ～ 11	8.6	0.11 ～ 0.17	0.14	0.025 ～ 0.055	0.038	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ 0.0021	0.0053
4	友呂岐水路 新佐伯橋	0.79 ～ 2.0	1.3	0.63 ～ 0.13	0.10	0.012 ～ 0.024	0.019	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
5	古川	2.8 ～ 5.7	4.3	0.12 ～ 0.19	0.14	0.022 ～ 0.073	0.046	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
6	幹線水路	0.73 ～ 1.9	1.4	0.81 ～ 0.12	0.10	0.008 ～ 0.077	0.032	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
7	寝屋川 清水橋	0.83 ～ 1.7	1.4	0.450 ～ 0.17	0.11	0.008 ～ 0.024	0.019	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ 0.019	0.0095
8	楠根川	1.2 ～ 3.0	2.2	0.071 ～ 0.29	0.18	0.020 ～ 0.030	0.024	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
9	友呂岐水路 友呂岐水路橋	1.5 ～ 3.5	2.7	0.15 ～ 0.41	0.27	0.017 ～ 0.026	0.020	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
10	古川水路	1.1 ～ 2.7	1.8	0.10 ～ 0.26	0.19	0.015 ～ 0.049	0.027	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
11	二十箇水路	0.73 ～ 2.0	1.4	0.093 ～ 0.14	0.12	0.0160 ～ 0.024	0.018	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
12	北谷川	2.0 ～ 3.7	2.8	0.13 ～ 0.24	0.18	0.007 ～ 0.026	0.017	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
13	寝屋川 第五水路	1.1 ～ 2.0	1.6	0.087 ～ 0.25	0.16	0.016 ～ 0.029	0.021	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
14	たち川	0.81 ～ 2.3	1.3	0.024 ～ 0.15	0.099	0.011 ～ 0.024	0.016	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
15	宇谷川	0.98 ～ 2.0	1.5	0.076 ～ 0.28	0.16	0.009 ～ 0.022	0.017	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
16	打上川	0.59 ～ 1.6	1.1	0.014 ～ 0.16	0.086	0.007 ～ 0.030	0.018	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
17	南前川	0.99 ～ 1.2	1.0	0.024 ～ 0.20	0.097	0.012 ～ 0.031	0.020	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006

項目	全窒素 T-N (mg/l)		全りん T-P (mg/l)		全亜鉛 (mg/l)		ノニルフェノール (mg/l)		LAS (mg/l)	
	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均
河川水路										
1 寝屋川 第11水路	2.5 ～ 9.8	7.6	0.09 ～ 0.33	0.24	0.023 ～ 0.026	0.023	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
2 讃良川	4.8 ～ 6.9	5.6	0.12 ～ 0.70	0.38	0.032 ～ 0.053	0.041	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	0.0015 ～ 0.0015	0.0015
3 寝屋川 萱島橋	5.7 ～ 11	8.6	0.11 ～ 0.17	0.14	0.025 ～ 0.055	0.038	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ 0.0021	0.0053
4 友呂岐水路 新佐伯橋	0.79 ～ 2.0	1.3	0.63 ～ 0.13	0.10	0.012 ～ 0.024	0.019	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
5 古川	2.8 ～ 5.7	4.3	0.12 ～ 0.19	0.14	0.022 ～ 0.073	0.046	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
6 幹線水路	0.73 ～ 1.9	1.4	0.81 ～ 0.12	0.10	0.008 ～ 0.077	0.032	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
7 寝屋川 清水橋	0.83 ～ 1.7	1.4	0.450 ～ 0.17	0.11	0.008 ～ 0.024	0.019	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ 0.019	0.0095
8 楠根川	1.2 ～ 3.0	2.2	0.071 ～ 0.29	0.18	0.020 ～ 0.030	0.024	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
9 友呂岐水路 友呂岐水路橋	1.5 ～ 3.5	2.7	0.15 ～ 0.41	0.27	0.017 ～ 0.026	0.020	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
10 古川水路	1.1 ～ 2.7	1.8	0.10 ～ 0.26	0.19	0.015 ～ 0.049	0.027	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
11 二十箇水路	0.73 ～ 2.0	1.4	0.093 ～ 0.14	0.12	0.0160 ～ 0.024	0.018	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
12 北谷川	2.0 ～ 3.7	2.8	0.13 ～ 0.24	0.18	0.007 ～ 0.026	0.017	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
13 寝屋川 第五水路	1.1 ～ 2.0	1.6	0.087 ～ 0.25	0.16	0.016 ～ 0.029	0.021	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
14 たち川	0.81 ～ 2.3	1.3	0.024 ～ 0.15	0.099	0.011 ～ 0.024	0.016	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
15 宇谷川	0.98 ～ 2.0	1.5	0.076 ～ 0.28	0.16	0.009 ～ 0.022	0.017	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
16 打上川	0.59 ～ 1.6	1.1	0.014 ～ 0.16	0.086	0.007 ～ 0.030	0.018	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006
17 南前川	0.99 ～ 1.2	1.0	0.024 ～ 0.20	0.097	0.012 ～ 0.031	0.020	<0.00006 ～ <0.00006	<0.00006 ～ <0.00006	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006

項目		1,2-ジクロロ エタン (mg/l)	1,1-ジクロロ エチレン (mg/l)	シス-1,2- ジクロロエチレン (mg/l)	1,1,1-トリ クロロエタン (mg/l)	1,1,2-トリ クロロエタン (mg/l)	トリクロロ エチレン (mg/l)	テトラクロロ エチレン (mg/l)	1,3-ジクロロ プロペン (mg/l)	チウラム (mg/l)
河川水路		平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
1	寝屋川 第11水路	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
2	讃良川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
3	寝屋川 萱島橋	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
4	友呂岐水路 新佐伯橋	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
5	古川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
6	幹線水路	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
7	寝屋川 清水橋	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
8	楠根川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
9	友呂岐水路 友呂岐水路橋	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
10	古川水路	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
11	二十箇水路	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
12	北谷川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
13	寝屋川 第五水路	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
14	たち川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
15	宇谷川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
16	打上川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
17	南前川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006

項目		シマジン	チオベン カルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4- ジオキサン
		(mg/l) 平均	(mg/l) 平均	(mg/l) 平均	(mg/l) 平均	(mg/l) 平均	(mg/l) 平均	(mg/l) 平均	(mg/l) 平均
河川水路									
1	寝屋川 第11水路	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	1.5	0.12	0.03	<0.005
2	讃良川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	4.0	0.090	0.04	<0.005
3	寝屋川 萱島橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	4.5	0.090	0.04	<0.005
4	友呂岐水路 新佐伯橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.59	0.10	0.04	<0.005
5	古川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	4.4	0.10	0.04	<0.005
6	幹線水路	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.45	0.09	<0.02	<0.005
7	寝屋川 清水橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.25	0.17	0.01	<0.005
8	楠根川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	1.0	0.15	0.02	<0.005
9	友呂岐水路 友呂岐水路橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	1.00	0.12	0.01	<0.005
10	古川水路	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.74	0.14	0.01	<0.005
11	二十箇水路	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.43	<0.08	<0.02	<0.005
12	北谷川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	1.20	0.10	0.01	<0.005
13	寝屋川 第五水路	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.67	0.13	0.02	<0.005
14	たち川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.58	<0.08	0.01	<0.005
15	宇谷川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.71	0.11	0.01	<0.005
16	打上川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.27	0.16	0.02	<0.005
17	南前川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.74	0.13	0.02	<0.005

項目	ノルマルヘキサ ン抽出物質	フェノール類	銅	溶解性 鉄	溶解性 マンガン	全クロム	陰イオン 界面活性剤	亜硝酸性 窒素	硝酸性 窒素	アンモニア性 窒素	りん酸性 りん	
	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	
河川水路	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	
1	寝屋川 第11水路	<0.5	<0.005	0.006	<0.08	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	1.50	<0.04	0.12
2	讃良川	<0.5	<0.005	0.01	<0.08	<0.01	<0.03	<0.01	0.04	4	<0.04	0.65
3	寝屋川 萱島橋	<0.5	<0.005	0.006	<0.08	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	0.55	<0.04	0.11
4	友呂岐水路 新佐伯橋	<0.5	<0.005	<0.005	<0.08	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	0.55	<0.04	0.11
5	古川	<0.5	<0.005	0.007	0.11	<0.01	<0.03	<0.01	0.05	4.3	<0.04	0.110
6	幹線水路	<0.5	<0.005	<0.005	0.13	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	0.41	0.04	0.1
7	寝屋川 清水橋	<0.5	<0.005	0.006	<0.08	<0.01	<0.03	<0.01	0.10	0.13	<0.04	0.11
8	楠根川	<0.5	<0.005	0.008	<0.08	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	1	<0.04	0.17
9	友呂岐水路 友呂岐水路橋	<0.5	<0.005	<0.005	<0.08	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	1.00	<0.04	0.150
10	古川水路	<0.5	<0.005	<0.005	0.16	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	0.70	<0.04	0.150
11	二十箇水路	<0.5	<0.005	0.008	<0.08	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	0.39	<0.04	0.1
12	北谷川	<0.5	<0.005	0.008	<0.08	<0.01	<0.03	<0.01	0.05	1.20	0.22	0.11
13	寝屋川 第五水路	<0.5	<0.005	<0.005	0.09	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	0.63	<0.04	0.13
14	たち川	<0.5	<0.005	<0.005	0.16	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	0.54	<0.04	0.100
15	宇谷川	<0.5	<0.005	0.006	0.18	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	0.7	<0.04	0.19
16	打上川	<0.5	<0.005	0.005	<0.08	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	0.23	<0.04	0.095
17	南前川	<0.5	<0.005	0.005	<0.08	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	0.70	<0.04	0.12

表 5.2.2 令和元年度地下水質測定結果

項目	地区名	概況調査	概況調査	継続監視項目							
		池田二丁目	川勝町	木田元宮一丁目				出雲町			
				井戸A		井戸B		井戸南側		井戸西側	
		R1.10.24 (mg/ℓ)	R1.10.24 (mg/ℓ)	R1.10.24 (mg/ℓ)	R2.2.13 (mg/ℓ)	R1.10.24 (mg/ℓ)	R2.2.13 (mg/ℓ)	R1.10.24 (mg/ℓ)	R2.2.13 (mg/ℓ)	R1.10.24 (mg/ℓ)	R2.2.13 (mg/ℓ)
1	カドミウム	<0.0003	<0.0003	—	—	—	—	—	—	—	—
2	全シアン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	鉛	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—
4	六価クロム	<0.005	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—
5	砒素	0.002	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—
6	総水銀	<0.0005	<0.0005	—	—	—	—	—	—	—	—
7	PCB	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	—
9	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	—	—	—	—
10	塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	—	—	—	—
11	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	—
12	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
13	1,2-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
14	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
15	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	—
16	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
17	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
18	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	—	—	—	—
19	チウラム	<0.0006	<0.0006	—	—	—	—	—	—	—	—
20	シマジン	<0.0003	<0.0003	—	—	—	—	—	—	—	—
21	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	—	—	—	—	—	—	—	—
22	ベンゼン	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—
23	セレン	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0	1.5	—	—	—	—	—	—	—	—
25	ふっ素	0.15	<0.08	—	—	—	—	—	—	—	—
26	ほう素	0.10	<0.02	—	—	—	—	—	—	—	—
27	1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 令和元年度水質汚濁に係る届出件数

表 5.3.1 届出等件数

特定施設関係

	瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する 条例	下水道法
設 置	0	3	0	4
使 用	0	0	0	0
構造等変更	0	1	0	3
氏名等変更	0	5	0	2
使用廃止	1	10	0	6
承 継	1	2	0	3

寝屋川市下水道条例

	除害施設 計画確認申請	特定事業場 管理責任者 選任	除害施設 管理責任者 選任	除害施設 管理責任者 承認	その他
件 数	0	7	5	4	0

(4) 水質汚濁に係る工場・事業場数

表 5.4.1 業種別工場・事業場数

設置届出（許可）		届出の種類	瀬戸内海 環境保全 特別措置 法	水質汚濁 防止法	大阪府生 活環境の 保全等に 関する 条例	計	水質規制 対象工場 事業場数
製 造 業	食料品製造業			9	5	14	
	繊維工業			1		1	
	パルプ・紙・紙加工品製造業				1	1	
	印刷・同関連業			3		3	2
	化学工業			4	2	6	3
	石油製品・石炭製品製造業				2	2	
	プラスチック製品製造業			1		1	1
	窯業・土石製品製造業			5		5	
	金属製品製造業			7		7	5
	はん用機械器具製造業			2		2	1
	業務用機械器具製造業			1		1	
	電子部品・デバイス・電子回路製造業			2		2	2
	輸送用機械器具製造業			3		3	3
	小計			38	10	48	17
そ の 他	上水道業			2		2	
	一般乗合旅客自動車運送業			1		1	
	自動車小売業			7		7	
	燃料小売業			15		15	
	建設機械器具賃貸業			1		1	
	自然科学研究所			1		1	
	計量証明業			1		1	1
	旅館、ホテル	1		3		4	
	配達飲食サービス業			1	2	3	
	洗濯業			24		24	4
	写真プリント、現像・焼付業			5		5	
	高等教育機関			3		3	3
	一般廃棄物処理業			2		2	
	自動車整備業			9		9	
その他			7		7	2	
小計		1	82	2	85	10	
合計		1	120	12	133	27	

(令和2年3月31日現在)



## 6. 騒音・振動

### (1) 環境基準・規制基準

表 6.1.1 「道路に面しない地域」における環境基準

(単位：デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50	40
A及びB	55	45
C	60	50

- AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域  
 A：専ら住居の用に供される地域  
 B：主として住居の用に供される地域  
 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～午前6時

表 6.1.2 「道路に面する地域」における環境基準

(単位：デシベル)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
70	65
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注 (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
  - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路
- (2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
  - ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 6.1.3 工場又は事業場に係る騒音規制基準（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分		朝 (午前6時～午前8時)	昼 間 (午前8時～午後6時)	夜 間 (午後9時～午前6時)
		夕 (午後6時～午後9時)		
第一種区域		45	50	40
第二種区域		50	55	45
第三種区域		60	65	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	60	65	55
	その他の区域	65	70	60

備 考

- 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定するものとする。
- 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - 騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
  - 第一種区域 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
  - 第二種区域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
  - 第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
  - 第四種区域 工業地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館及び特別養護老人ホームであって昭和52年12月1日において既に設置されているもの（既に着工されているものを含む。）並びに幼保連携型認定こども園（昭和52年12月1日において既に設置され、又は着工されていた幼稚園又は保育所が廃止され、その廃止の翌日に当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所に設置されたものに限る。）をいう。
- この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

表 6.1.4 工場又は事業場に係る振動規制基準（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		(午前 6 時～午後 9 時)	(午後 9 時～午前 6 時)
第一種区域		60	55
第二種区域（Ⅰ）		65	60
第二種区域 (Ⅱ)	既設の学校、保育所等の周囲 50 メートルの区域及び第一種区域の境界線から 15 メートル以内の区域	65	60
	その他の区域	70	65

備 考

1. 「デシベル」とは、計量法別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
2. 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。  
この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
3. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定するものとする。
4. 振動の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z 8735 に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 測定器の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値とする。
5. 「第一種区域」、「第二種区域（Ⅰ）」及び「第二種区域（Ⅱ）」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
  - (1) 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
  - (2) 第二種区域（Ⅰ） 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
  - (3) 第二種区域（Ⅱ） 工業地域
6. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの（既に着工されているものを含む。）並びに幼保連携型認定こども園（昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置され、又は着工されていた幼稚園又は保育所が廃止され、その廃止の翌日に当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所に設置されたものに限る。）をいう。
7. この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

表 6.1.5 騒音に係る特定建設作業

適用	特定建設作業の種類
法 又 は 条 例	1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業（※） 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6 バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業（※※） 7 トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業（※※） 8 ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業（※※）
条 例	9 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10 コンクリートカッターを使用する作業（※） 11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

(※) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

(※※) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。）を使用する作業を除く。（この場合は 9 の条例での届出を行うことになります。）

表 6.1.6 振動に係る特定建設作業

適用	特定建設作業の種類
法 又 は 条 例	1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業（※） 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（※）
条 例	5 ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）を使用する作業

(※) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

表 6.1.7 特定建設作業に係る規制基準

	種 別	騒 音	振 動
	区域区分		
基 準 値	1号	85 デシベル	75 デシベル
	2号		
作業可能時刻	1号	午前7時～午後7時	
	2号	午前6時～午後10時	
最大作業時間	1号	10時間/日	
	2号	14時間/日	
最大作業期間	1号	連続6日間	
	2号		
作 業 日	1号	日曜その他の休日を除く日	
	2号		

備 考

- 1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内をいう。
- 2号区域とは、工業地域のうち、1号区域以外の区域をいう。
- 測定場所は、特定建設作業の場所の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定するものとする。

表 6.1.8 自動車騒音の限度

(単位：デシベル)

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備考

- a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
- b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
- c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

前表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は下記のとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
75	70

備考

1. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路をいう。
2. 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
  - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
  - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
3. 自動車騒音の測定方法等については、次のとおりとする。
  - (1) 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
  - (2) 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
  - (3) 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
  - (4) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
  - (5) 騒音の測定方法は、原則として、日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間（道路の敷地の境界線を含む。）の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りではない。
  - (6) 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
  - (7) 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

表 6.1.9 道路交通振動の限度

(単位 デシベル)

区域の区分 \ 時間の区分	昼 間 (午前 6 時～午後 9 時)	夜 間 (午後 9 時～午前 6 時)
	第一種区域	65
第二種区域	70	65

備 考

1. 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用いて行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
3. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間あたり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。
4. 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。
5. 「第一種区域」及び「第二種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
  - (1) 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
  - (2) 第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(2) 騒音測定結果

表 6.2.1 環境騒音調査結果

類 型	用途地域	昼 間		夜 間		
		適合数／調査数	適合率	適合数／調査数	適合率	
道路に面しない地域	A・B	住居系地域	14／14	100%	13／14	93%
	C	商業系地域	5／5	100%	5／5	100%
		工業系地域	5／5	100%	5／5	100%
	合 計		24／24	100%	22／24	92%
道路に面する地域	B	住居系地域	1／1	100%	0／1	0%
	C	工業系地域	5／5	100%	5／5	100%
	B	市街化調整区域	1／1	100%	0／0	0%
	合 計		7／7	100%	5／7	71%

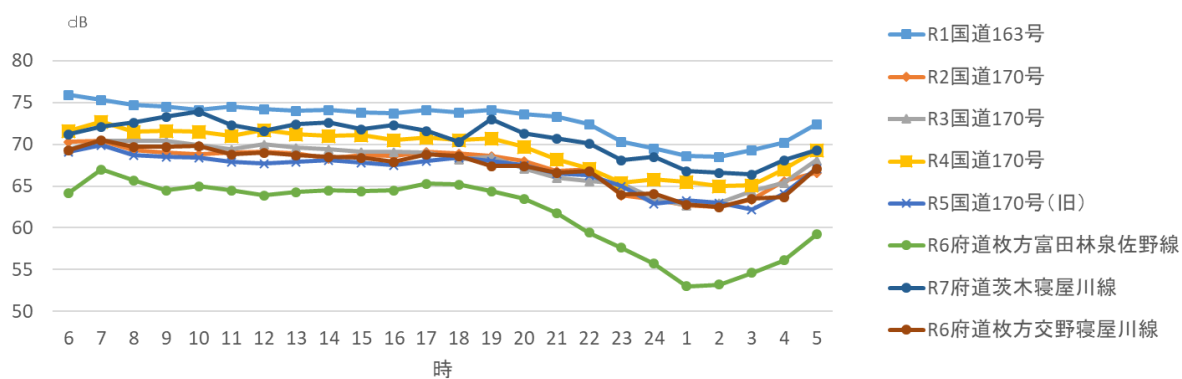
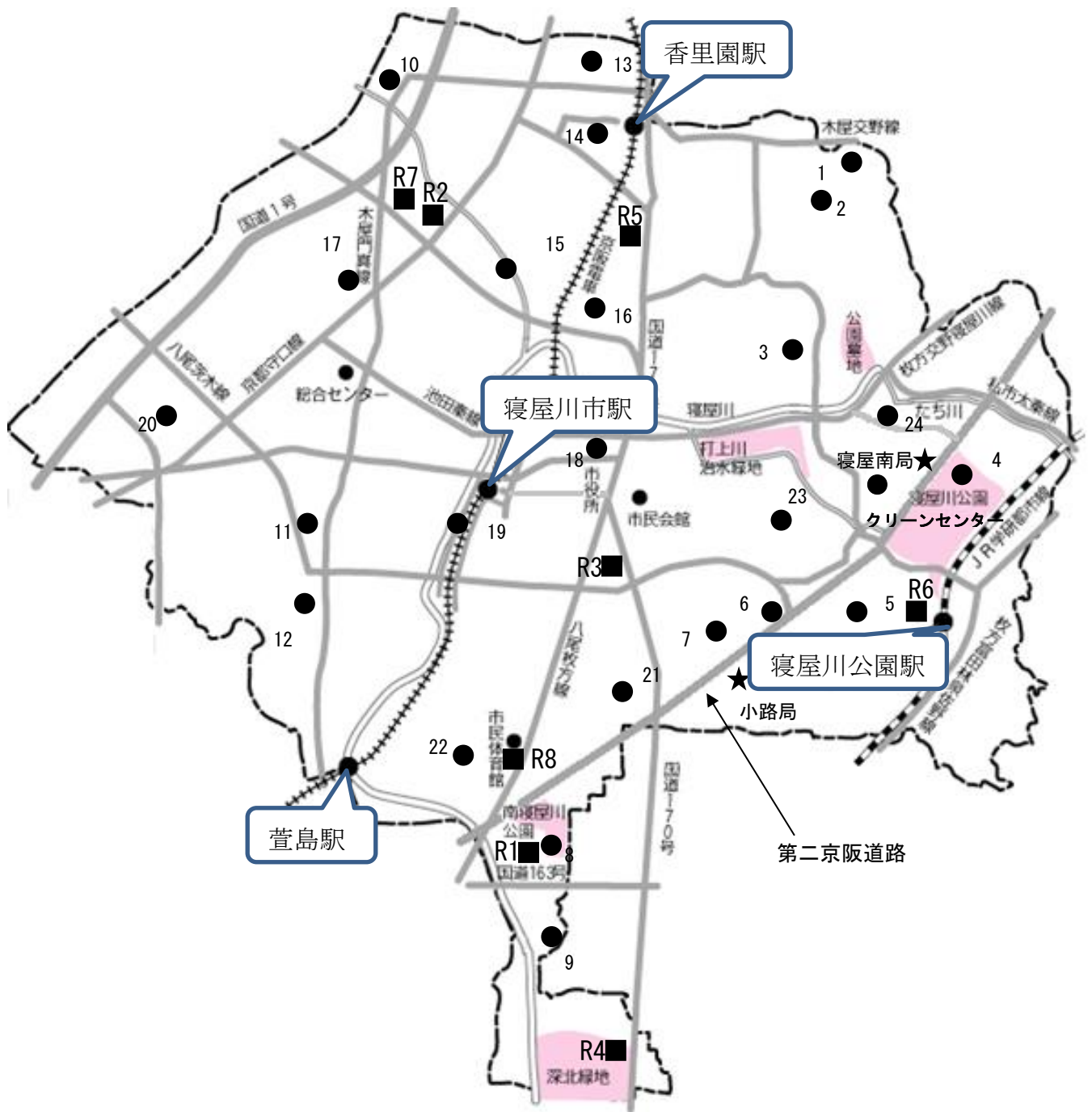


図 6.2.1 道路騒音経時変化 (L<sub>Aeq</sub>)



## 環境騒音測定地点



- 1~24 は道路に面しない地域のポイント
- R1~R6 は道路に面する地域のポイント
- ★ 第二京阪道路自動車騒音・交通量調査ポイント

図 6.2.2 環境騒音測定地点

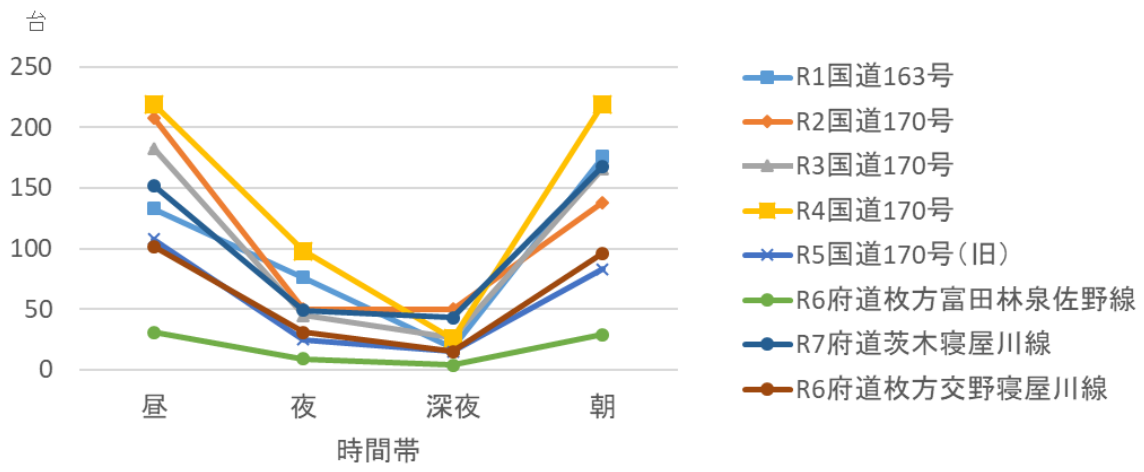


図 6. 2. 3 10分間交通量の変化



図 6. 2. 4 道路騒音測定の様子

表 6.2.2 道路に面しない地域の騒音測定結果の推移

単位：dB

地点番号	測定地点	類型	用途地域	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	成田東町25-8	A	第一種低層	37	40	40	35	43	37	38	38	41	38
2	成田東が丘37-30	A	第一種低層	31	29	35	33	39	39	41	38	44	34
3	三井が丘4丁目7-4	A	第一種中高	42	35	46	37	42	41	42	36	42	37
4	寝屋川公園1981	B	調整区域	50	50	53	45	48	47	48	45	49	43
5	打上新町17-28	B	第一種住居	42	35	46	39	41	43	44	39	44	38
6	高宮あさひ丘49-2	B	第一種住居	40	39	45	41	48	43	44	42	47	37
7	高宮あさひ丘12-12	A	第一種低層	41	34	44	34	43	37	41	33	41	35
8	讚良東町6-1	B	調整区域	50	44	50	48	57	47	54	47	52	46
9	堀溝3丁目10-10	A	第一種中高	39	45	43	40	45	42	41	37	46	40
10	太間町16-1	B	第一種住居	51	50	50	45	55	52	53	49	53	51
11	高柳3丁目19-25	A	第二種中高	44	34	47	44	46	38	45	37	46	37
12	上神田2丁目2-2	A	第二種中高	42	33	45	43	46	40	47	42	48	45
13	香里西之町19-2	C	近隣商業	41	36	44	37	43	40	38	40	44	41
14	香里新町2-1	C	近隣商業	54	44	47	43	50	47	48	45	50	44
15	石津中町41-5	C	準工業	47	42	48	39	46	41	45	42	46	43
16	緑町5-8	C	近隣商業	46	39	46	38	49	41	45	43	51	46
17	池田中町3-24	C	準工業	42	38	43	37	50	42	45	43	47	43
18	本町1-1	C	近隣商業	52	42	52	44	53	45	53	43	53	43
19	東大利町2-14	C	商業	53	49	55	52	57	53	54	50	54	50
20	仁和寺本町3丁目18-5	C	準工業	45	35	43	39	47	41	43	36	44	37
21	楠根南町21-1	C	準工業	46	42	48	44	46	44	42	36	46	41
22	下木田町16-50	C	準工業	45	40	45	40	47	42	50	38	48	39
23	太秦東が丘12-1	A	第一種低層	36	32	41	34	41	36	40	36	37	32
24	宇谷町5-1	B	第一種住居	44	42	46	42	46	45	45	45	47	41

表 6.2.3 令和元年度道路に面する地域の騒音評価結果

地点番号	路線番号	路線名	評価結果				
			評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
R1	10630	国道163号	157	82.8%	2.5%	0%	14.7%
R2	10810	国道170号	1,191	98.0%	0.4%	0%	1.6%
R3	10850	国道170号					
R4	10870	国道170号					
R5	11020	国道170号(旧)	2,337	95.6%	2.9%	0%	1.5%
R6	41300	府道枚方富田林泉佐野線	50	100.0%	0%	0%	0%
R7	41250	府道茨木寝屋川線	251	81.7%	2.0%	6.8%	9.5%
R8	41330	府道枚方交野寝屋川線	556	98.6%	1.2%	0%	0.2%

表 6.2.4 令和元年度交通量調査結果

地点番号	路線番号	路線名	車線数	道路種別	観測時刻	10分間交通量(台)								平均走行速度 観測時刻 速度	平均走行速度		当該時間の等価騒音レベル (dB)
						騒音測定側の車線				騒音測定反対側の車線					騒音測定 の車線 (km/h)	反対側の 車線 (km/h)	
						大型Ⅰ	大型Ⅱ	小型	二輪	大型Ⅰ	大型Ⅱ	小型	二輪				
R1	10630	国道163号	4	3	9:20	12	20	132	12	2	18	113	5	9:20	50	49	75
					14:00	9	30	84	10	12	15	108	5	14:00	49	48	74
					22:40	4	1	64	7	0	1	30	5	22:40	53	53	72
					0:50	1	3	13	1	6	3	13	3	0:50	50	54	70
R2	10810	国道170号	4	3	10:30	4	22	102	10	5	23	141	11	10:30	50	52	69
					15:10	3	25	167	13	11	21	143	7	15:10	51	49	69
					23:30	2	1	40	7	1	1	32	5	23:30	56	56	67
					0:20	2	4	36	8	1	3	25	2	0:20	52	55	63
R3	10850	国道170号	4	3	9:50	8	41	111	6	13	17	138	5	9:50	43	40	70
					14:20	4	22	154	3	4	22	154	4	14:20	45	44	69
					23:00	1	3	38	3	2	7	30	6	23:00	50	43	65
					0:40	1	5	19	2	1	4	9	2	0:40	48	41	64
R4	10870	国道170号	4	3	9:00	12	32	155	20	6	38	148	17	9:00	52	51	72
					13:30	4	36	174	5	12	36	161	7	13:30	47	50	71
					22:10	1	2	83	12	2	2	64	6	22:10	50	55	67
					1:10	3	2	19	2	1	5	9	1	1:10	50	52	66
R5	11020	国道170号(旧)	2	3	10:20	1	10	70	2	3	3	82	11	10:20	42	32	68
					15:10	2	2	95	9	1	4	76	6	15:10	38	31	68
					23:30	0	1	24	0	0	1	15	3	23:30	42	37	65
					1:00	1	2	12	0	0	0	12	0	1:00	41	35	63
R6	41300	府道枚方富田林泉佐野線	2	4	9:00	0	1	25	3	0	2	35	5	9:00	31	35	65
					13:40	0	3	23	5	0	0	19	5	13:40	38	40	64
					22:00	0	0	6	3	0	0	3	1	22:00	39	42	59
					0:00	0	0	3	1	0	0	1	0	0:00	35	38	56
R7	41250	府道茨木寝屋川線	4	4	10:10	16	31	106	15	14	31	127	7	10:10	52	50	74
					14:50	15	25	104	8	14	28	130	10	14:50	50	47	73
					23:10	3	5	36	5	2	6	27	2	23:10	53	52	68
					0:00	2	5	30	6	5	7	27	3	0:00	54	52	69
R8	41330	府道八尾枚方線	2	4	9:30	3	15	70	8	7	11	54	6	9:30	33	33	70
					16:00	1	10	83	8	3	11	55	1	16:00	35	30	68
					22:30	2	1	27	1	0	0	15	6	22:30	32	34	67
					0:20	2	1	11	1	0	2	8	2	0:20	35	39	64

※ 1 国土開発幹線自動車道等（高速自動車道路） 2 都市高速道路 3 一般国道 4 都道府県道 5 四車線以上の市町村道 6 その他の道路

表 6.2.5 令和元年度第二京阪道路自動車騒音測定結果 (単位：デシベル)

調査地点	調査時期	調査結果(LAeq)		環境基準		適合状況	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
寝屋南局	春季	57	52	70	65	○	○
	秋季	56	52			○	○
小路局	春季	57	50			○	○
	秋季	58	52			○	○

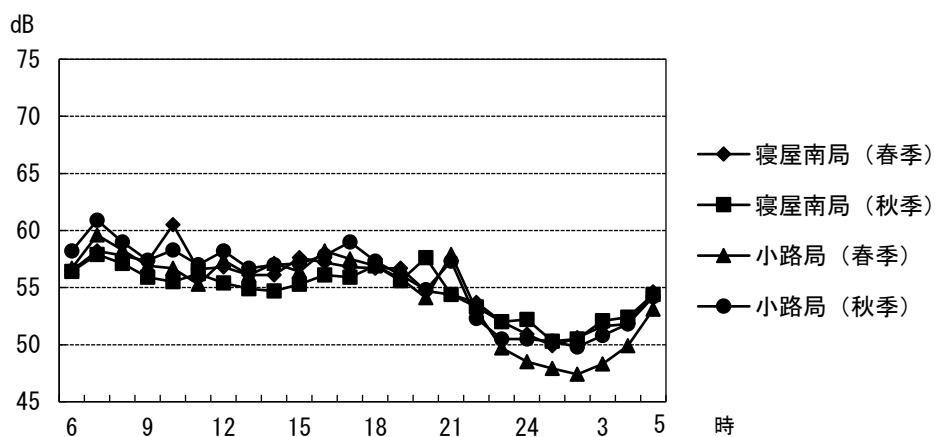


図 6.2.5 道路騒音経時変化 (L<sub>Aeq</sub>)

表 6.2.6 交通量調査結果

調査地点	調査時期	道路種別	交通量 (台/日)				大型車混入率 (%)	平均走行速度 (km/h)
			大型	小型	合計	二輪		
寝屋南局	春季	専用部	12,310	41,760	54,070	—	22.8	93
		一般部	4,827	20,229	25,056	4,191	19.3	48
		副道	50	613	663	214	7.5	—
	秋季	専用部	17,945	47,943	65,888	—	27.2	91
		一般部	5,666	23,266	28,932	4,423	19.6	50
		副道	39	690	729	227	5.3	—
小路局	春季	専用部	12,310	41,760	54,070	—	22.8	93
		一般部	6,641	24,135	30,776	3,585	21.6	50
		副道	252	3,579	3,831	1,182	6.6	—
	秋季	専用部	17,945	47,943	65,888	—	27.2	91
		一般部	6,278	23,802	30,080	3,960	20.9	47
		副道	158	2,871	3,029	1,161	5.2	—

※ 交通量の合計及び大型車混入率に、二輪車は含んでいません。

表 6.2.7 第二京阪道路の騒音測定結果の推移

単位：dB

年度	寝屋南局				小路局			
	春季		秋季		春季		秋季	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
平成27年度	57	52	57	52	57	52	57	51
平成28年度	56	52	56	51	57	53	58	51
平成29年度	56	53	57	52	57	52	60	53
平成30年度	56	52	59	52	58	53	58	52
令和元年度	57	52	56	52	57	50	58	52

(3) 令和元年度騒音・振動に係る届出件数

表 6.3.1 届出件数

	騒音規制法	振動規制法	大阪府生活環境の保全等に関する条例
設置	2	2	6
使用	0	0	0
数等の変更	1	4	0
氏名等変更	9	9	5
廃止	4	2	1
承継	4	1	0
特定建設作業実施	206	152	559

(4) 騒音・振動に係る届出施設設置事業所数

表 6.4.1 特定(届出)施設設置事業所数(主たる施設)

施設の種類	届出の種類	騒音規制法	振動規制法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
				騒音	振動
金属加工機械		69	62	23	2
圧縮機及び送風機		120	82	49	2
粉砕機		3	3	1	1
繊維機械				1	
建設用資材製造機械		1			
木材加工用機械		5		9	1
抄紙機					
印刷機械		9	8		
ロール機					
合成樹脂成形加工機械		13	13		
鋳造型機					
エヤーハンマ					
走行クレーン					
工業用動力ミシン				3	
紙工機械				4	2
遠心分離機					
集じん装置				6	
かくはん機				4	
電気炉					
ロータリーキルン					
冷凍機及び空調機				52	
クーリングタワー				24	
スチームクリーナー					
石材用の切断機及び切削機					
オイルバーナー					

(令和2年3月31日現在)

## 7. 土壌汚染

### (1) 規制基準

表 7.1.1 土壌汚染対策法における特定有害物質と指定基準  
大阪府生活環境の保全等に関する条例における管理有害物質と指定基準

分 類		項 目	溶出量基準 (指定基準)	含有量基準 (指定基準)	
管理有害物質 (大阪府生活環境の保全等に関する条例)	特定有害物質 (土壌汚染対策法)	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン	0.002mg/l以下	—
			四塩化炭素	0.002mg/l以下	—
			1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	—
			1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	—
			シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	—
			1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	—
			ジクロロメタン	0.02mg/l以下	—
			テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	—
			1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	—
			1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	—
			トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	—
			ベンゼン	0.01mg/l以下	—
			(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下
	六価クロム化合物	0.05mg/l以下		250mg/kg以下	
	シアン化合物	検出されないこと		50mg/kg以下	
	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下		15mg/kg以下	
	うちアルキル水銀	検出されないこと			
	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下		150mg/kg以下	
	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下		150mg/kg以下	
	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下		150mg/kg以下	
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/l以下		4,000mg/kg以下	
	ほう素及びその化合物	1mg/l以下		4,000mg/kg以下	
	(第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン	0.003mg/l以下	—	
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	—	
		チウラム	0.006mg/l以下	—	
		P C B	検出されないこと	—	
		有機りん化合物	検出されないこと	—	
	ダイオキシン類			—	1,000pg-TEQ/g以下

(2) 令和元年度土壤汚染に係る届出等件数

表 7.2.1 届出等件数

土壤汚染対策法

種 別	件数
法第3条第1項で規定する有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	3
うち、ただし書の規定により調査が一時的免除された件数	1
法第3条第1項に基づく調査の結果が報告された件数	1
うち、基準不適合の件数	1
法第4条第1項に基づく形質変更の届出がなされた件数	14
うち、法第4条第2項に基づく調査命令が発出された件数	0
法第4条第1項に基づく調査の結果が報告された件数	0
うち、基準不適合の件数	0
法第14条第1項で規定する指定の申請がされた件数	0

大阪府生活環境の保全等に関する条例

種 別	件数
条例第81条の4第1項で規定する有害物質使用届出施設等の使用が廃止された件数	0
うち、ただし書の規定により調査が一時的免除された件数	0
条例第81条の4第1項に基づく調査の結果が報告された件数	0
うち、基準不適合の件数	0
条例第81条の5第1項に基づく利用履歴の報告がなされた件数	14
条例第81条の5第2項に基づく調査の結果が報告された件数	1
うち、基準不適合の件数	0

大阪府土壤汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針

種 別	件数
土壤汚染状況調査計画書が提出された件数	1
土壤汚染状況調査結果報告書が提出された件数	1
うち、基準不適合の件数	0



## 8. ダイオキシン類

### (1) 環境基準等

表 8.1.1 ダイオキシン類に関する基準値等

耐容1日摂取量 (TDI)	4 pg-TEQ/kg/日以下 ※生涯摂取し続けても健康に影響がない、体重1kgあたりの1日摂取量
大気環境基準	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質環境基準	1 pg-TEQ/l以下
底質環境基準	150 pg-TEQ/g以下
土壌環境基準	1,000 pg-TEQ/g以下

### (2) ダイオキシン類測定結果

表 8.2.1 ダイオキシン類測定結果の推移

年 度	大 気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )		水 質 (pg-TEQ/l)		底 質 (pg-TEQ/g)	
	寝屋川 市役所局	中央高齢者 福祉センター	寝屋川 萱島橋	寝屋川 南水苑橋	寝屋川 萱島橋	寝屋川 南水苑橋
平成 22 年度	0.029	0.022	0.30	0.028	0.75	1.0
平成 23 年度	0.025	0.025	0.32	0.026	0.61	0.86
平成 24 年度	0.036	0.028	0.082	0.051	0.72	0.66
平成 25 年度	0.022	0.016	0.12	0.061	1.6	0.36
平成 26 年度	0.016	0.016	0.024	0.065	0.48	0.99
平成 27 年度	-	0.016	0.27	0.063	3.0	0.43
平成 28 年度	0.013	0.010	0.10	0.058	1.0	0.44
平成 29 年度	-	0.019	0.079	0.065	0.94	0.58
平成 30 年度	0.017	0.025	0.068	0.085	1.1	1.8
令和元年度	-	0.013	-	0.084	-	0.65

表 8.2.2 ダイオキシン類濃度測定結果 (大気)

[単位 : pg-TEQ/m<sup>3</sup>]

測定地点	春 季 5/16~5/23	夏 季 8/22~8/29	秋 季 10/17~10/24	冬 季 1/16~1/23	年平均値
中央高齢者福祉センター	0.0078	0.015	0.011	0.017	0.013

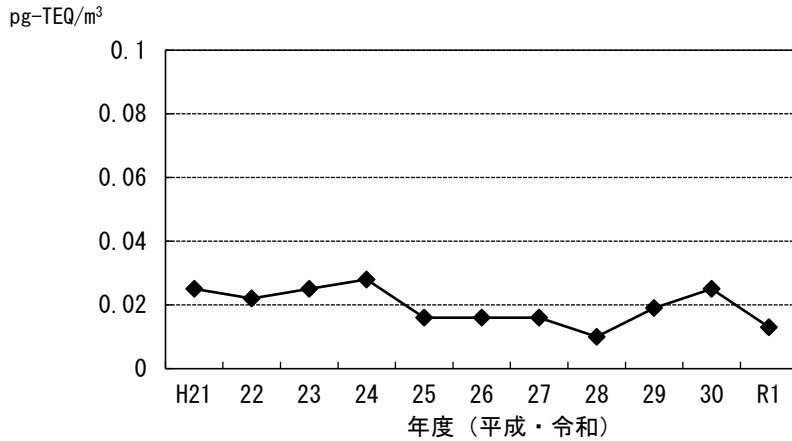


図 8.2.1 ダイオキシン類濃度測定結果（大気）の推移

表 8.2.3 ダイオキシン類濃度測定結果（河川）〔単位：水質 pg-TEQ/ℓ, 底質 pg-TEQ/g〕

測定地点	水 質			底 質
	夏 季	秋 季	年平均値	
南水苑橋	0.11	0.058	0.084	0.65

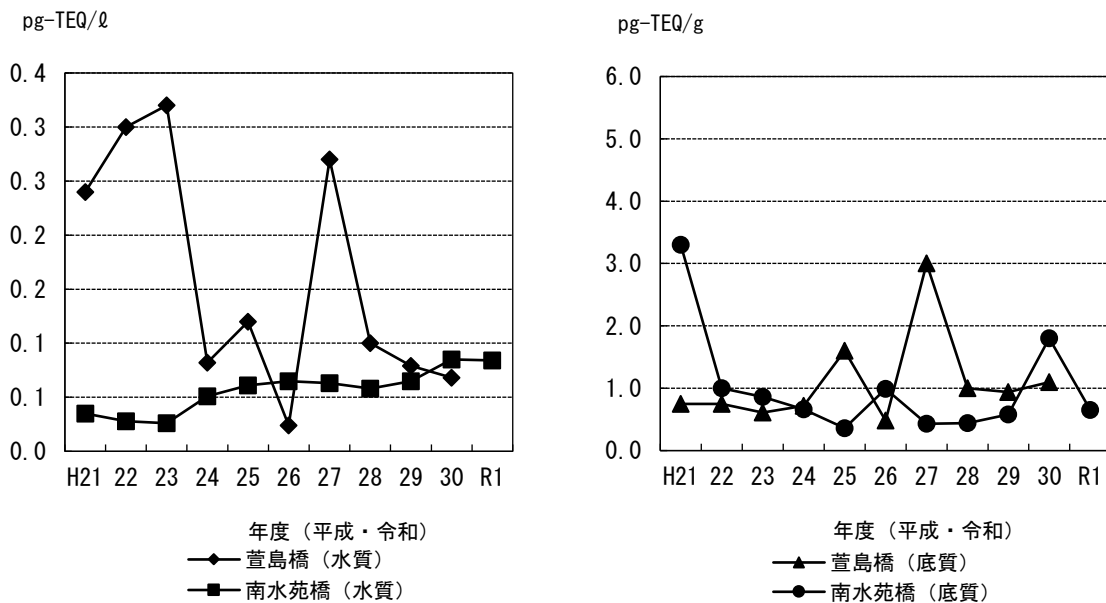


図 8.2.2 ダイオキシン類濃度測定結果（河川）の推移

表 9.2.4 ダイオキシン類濃度測定結果（土壌）〔単位：pg-TEQ/g〕

測 定 日	測 定 地 点		
	木屋元町公園	成田公園	1号三井公園
令和元年11月29日	2.5	12	6.3

## 9. アスベスト

### (1) アスベストに係る規制

表 10.1.1 アスベストに係る主な規制の推移

年 月	規 制 内 容
昭和 46 年 4 月	「特定化学物質等障害予防規則（特化則）」の制定（昭和 46 年 5 月施行） （製造現場等における集じん装置の設置等の予防対策措置）
昭和 50 年 9 月	「特定化学物質等障害予防規則（特化則）」の改正（昭和 50 年 10 月施行） （石綿の吹付け作業の原則禁止）
平成元年 6 月	「大気汚染防止法」の改正（平成元年 12 月施行） （特定粉じんとして石綿が指定され、石綿製品工場の敷地境界における石綿粉じん濃度の規定）
平成 6 年 10 月	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正（平成 6 年 11 月施行） （法規制対象外の施設を規制対象に）
平成 7 年 1 月	「労働安全衛生法施行令及び施行規則」の改正（平成 7 年 4 月施行） （アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）の製造禁止）
平成 8 年 5 月	「大気汚染防止法」の改正（平成 9 年 4 月施行） （建築物の解体作業等に対する規制措置）
平成 15 年 10 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 16 年 10 月施行） （石綿含有製品（建材・摩擦材等）の製造等の禁止）
平成 17 年 2 月	「石綿障害予防規則」の制定（平成 17 年 7 月施行） （建築物等の解体等の作業におけるばく露防止対策）
平成 17 年 10 月	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正（平成 18 年 1 月施行） （届出対象の拡大、事前調査の義務付け、作業実施基準の強化等）
平成 17 年 12 月	「大気汚染防止法施行令及び施行規則」の改正（平成 18 年 3 月施行） （特定建築材料の追加、作業基準の強化等）
平成 18 年 2 月	「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法の一部を改正する法律」の制定（平成 18 年 10 月施行） （大気汚染防止法：工作物の解体等作業の飛散防止対策） （建築基準法：吹き付けアスベスト等の使用規制） （廃棄物の処理及び清掃に関する法律：アスベスト廃棄物の溶融による無害化処理を促進・誘導） （地方財政法：地方公共団体が行う公共施設に係るアスベストの除去に要する経費を地方債の特例対象に）
平成 18 年 7 月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正（平成 18 年 10 月施行） （石綿含有率 0.1% 超の廃棄物（廃石綿等を除く）を「石綿含有廃棄物」と定義） （建築物等の解体等に伴う石綿含有廃棄物の飛散防止措置）
平成 18 年 8 月	「労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則」の改正（平成 18 年 9 月施行） （石綿の製造禁止等：対象を石綿含有率 0.1% 超に拡大）

	(作業者のばく露防止措置の充実、封じ込め、囲い込み作業に係る措置)
年 月	規 制 内 容
平成 18 年 9 月	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正（平成 18 年 10 月施行） (規制対象の拡大：石綿含有率 0.1%超に拡大)
平成 19 年 9 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 19 年 10 月施行） (製造等禁止製品の追加)
平成 20 年 11 月	「労働安全衛生法施行令及び施行規則」の改正（平成 21 年 4 月施行） (製造等禁止製品の追加等)
平成 21 年 2 月	「石綿障害予防規則」の改正（平成 21 年 4 月施行） (建築物等の解体等に伴う石綿含有の有無の結果の掲示方法等)
平成 21 年 12 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 22 年 3 月施行） (製造等禁止製品の追加)
平成 23 年 1 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 23 年 4 月施行） (製造等禁止製品の追加)
平成 25 年 6 月	「大気汚染防止法」の改正（平成 26 年 6 月施行） (届出義務者の変更、解体工事等の事前調査及び説明の義務付け等)
平成 26 年 4 月	「石綿障害予防規則」の改正（平成 26 年 6 月施行） (保温材等の損傷や劣化で石綿粉じんが発散し、労働者が粉じんに暴露する恐れがある場合の措置等)

## 10. 廃棄物

### (1) ごみ処理事業の沿革

昭和24年	1月	24日	寝屋川町の清掃条例に基づき特別清掃地域 (現在の東大利町の商店街) 付近を重点に大八車で収集開始
昭和27年	4月	1日	一般家庭のごみ処理手数料徴収
昭和38年	8月	25日	固定炉完成 (30t/8h) (三輪自動車による収集開始)
昭和42年	7月	17日	寝屋川市ごみ処理対策委員会規定制定
昭和42年	11月	28日	全連続燃焼式焼却炉建設工事着工
昭和43年	6月	1日	一般家庭と事業所を大別 (事業所ごみの委託収集開始)
昭和43年	9月	30日	焼却炉完成 (180t/24h)
昭和45年	3月	31日	第2事業所改造 (5t/8h) バッチ炉
昭和45年	4月	1日	一般家庭ごみ収集の手数料無料化実施
昭和46年	9月	24日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
昭和46年	11月		一般家庭ごみの週2回収集実施
昭和47年	3月	31日	寝屋川市清掃条例廃止 寝屋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定
昭和47年	10月		破碎機建設工事着工
昭和48年	6月	10日	破碎機完成
昭和48年	12月	6日	ごみ最終処分地購入 (枚方市大字穂谷)
昭和49年	9月	1日	粗大ごみの月2回収集完全実施
昭和53年	9月	1日	焼却炉建設工事着工
昭和54年	6月	30日	寝屋最終処分地火災により、3ヶ月間粗大ごみ収集を中止
昭和54年	9月	22日	粗大ごみ収集から不燃ごみ収集に変更
昭和55年	9月	30日	焼却炉完成 全連続燃焼式焼却炉 (180t/24h×2基)
昭和55年	10月	1日	機構改革 (清掃第1課→業務第1課: 清掃場→施設課)
昭和56年	1月		分別収集モデル地区4自治会選定、資源ごみ収集実施
昭和57年	11月	1日	有価物選別装置着工
昭和58年	2月	28日	有価物選別装置完成
昭和58年	4月	1日	機構改革 (業務第1課→クリーンセンター)

昭和63年	6月	燃焼設備及び燃焼ガス冷却設備を整備（国庫補助対象事業）
平成 2年	12月	ダイオキシン類発生防止等ガイドライン策定
平成 3年	5月 15日	機構改革（保健衛生部→環境事業部：環境事業総務課新設）
平成 3年	12月 5日	破碎施設等建設工事着工
平成 4年	7月 1日	一般廃棄物処理計画策定要綱制定
平成 5年	3月 31日	一般廃棄物処理基本計画策定に係る基礎調査報告書作成
平成 5年	4月 1日	市民へのコンポスト容器の貸し出しを開始
平成 5年	8月 3日	環境衛生問題審議会へ「一般廃棄物処理基本計画試案」を諮問
平成 6年	2月 21日	環境衛生問題審議会答申
平成 6年	3月 22日	破碎施設等竣工
平成 6年	6月 1日	一般廃棄物処理基本計画策定
平成 7年	4月 1日	寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行 平成7年度一般廃棄物処理基本計画告示
平成 7年	9月 25日	寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議設置
平成 7年	12月 15日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 （容器包装リサイクル法）施行 クリーンカレンダー様式変更（B4判→A3判、収集区域毎に両面印刷）
平成 8年	4月 20日	機構改革（環境事業部→環境部） ごみ減量推進課・環境保全課・クリーン業務課・ クリーン施設課・緑風園の5課に
平成 9年	1月	ダイオキシン類の削減のための新ガイドライン（ごみ処理に係るダイオキシン 類発生防止等ガイドライン）策定
平成 9年	4月	ダイオキシン類の排出濃度調査結果発表（1,150施設）
平成 9年	10月 1日	子供会等への資源集団回収活動報奨金の開始
平成 9年	12月 1日	大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正、施行 （排出抑制の必要な物質としてダイオキシン類が指定、排出濃度基準が決定・ 施行される。現有施設のダイオキシンの排出量は平成14年12月1日から1 ng- TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下に規制。 また、ダイオキシン類の発生抑制のため、施設の構造及び維持管理基準が強化 される。）
平成10年	1月 21日	透明袋によるペットボトル分別収集実施 （集合住宅を中心とした72地域・14,971世帯）
平成10年	4月 10日	大気汚染防止法の一部改正公布、平成10年7月1日施行 （ばいじんの排出基準の強化、測定頻度の指定）

平成10年	7月	1日	焼却炉のダイオキシン対策工事实施（平成10～11年度で実施） 契約日（プッシャ・炉下コンベア・空冷壁段落部・E P・活性炭噴霧装置・ 2次ガス冷却塔設置）
平成10年	12月	15日	クリーンカレンダー様式変更（A3版→B3版）
平成11年	1月	1日	ごみ袋の透明・半透明化及びペットボトルの全戸収集開始
平成11年	4月	1日	生ごみ処理機等購入費の補助を開始 （コンポスト容器の貸し出しから購入費補助へ切替）
平成12年	1月		乾電池分別収集開始
平成12年	1月	15日	ダイオキシン類対策特別措置法施行
平成12年	4月	1日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 完全施行
平成12年	8月	1日	蛍光灯・スプレー缶分別拠点収集開始
平成12年	10月	1日	市立小学校3校（第五・国松緑丘・宇谷）へ生ごみ処理機を設置 し、生ごみの堆肥化をモデル実施
平成13年	2月		プラスチック製容器包装分別収集モデル実施 （集合住宅約13,000世帯を対象）
平成13年	3月		一般廃棄物処理基本計画（第2次分）策定
平成13年	4月	1日	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）完全施行
平成13年	9月		飛灰処理設備改修工事实施 （セメント固化から薬剤処理へ成型固化システムを変更）
平成14年	1月		プラスチック製容器包装分別収集全戸実施
平成14年	3月		寝屋川市循環型社会実践行動計画策定
平成15年	4月	1日	大阪府循環型社会形成推進条例施行（一部除く）
平成15年	10月	1日	資源の有効な利用の促進に関する法律の改正施行に伴い、パソコンを 市の収集品目から除く。
平成16年	6月	1日	北河内4市リサイクル施設組合設立
平成18年	4月	1日	事業系一般廃棄物の収集運搬を許可制に移行
平成18年	6月		北河内4市リサイクルプラザ建設工事着工
平成19年	4月	1日	焼却施設運転管理業務を業者に委託
平成20年	2月	1日	北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）稼働
平成20年	4月	1日	古紙・古布分別収集開始 資源集団回収活動報奨金制度の変更 ①対象品目の追加：アルミ缶 ②報奨金単価の引上：3円/kg→4円/kg

平成21年	1月	1日 寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正 (資源物の所有権について明記)
平成22年	3月	一般廃棄物処理基本計画策定に係る基礎調査報告書作成
平成22年	4月	1日 収集運搬許可業者を3業者から5業者に拡大
平成22年	5月	21日 寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画審議会へ「寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画」を諮問
平成22年	6月	20日 リサイクル市「もったいない市・エコやん」の開催
平成22年	10月	1日 事業系一般廃棄物の分別収集を一部開始
平成22年	12月	15日 クリーンカレンダー様式変更(分別マニュアルの内容を追加)
平成23年	3月	一般廃棄物処理基本計画(平成23年度～平成32年度)策定
平成23年	9月	20日 寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画審議会答申
平成24年	3月	寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画策定
平成24年	4月	1日 機構改革 ごみ減量推進課・環境政策課・クリーン業務課・ クリーン施設課(緑風園含む)・ごみ処理施設建設室の1室4課に
平成24年	11月	ごみ減量マイスター認定制度開始
平成25年	4月	1日 機構改革 (ごみ減量推進課→環境総務課・環境政策課→環境推進課) 一般家庭ごみ収集(直営分) 3名乗務から2名乗務に変更
平成25年	10月	1日 寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正の施行(資源持ち 去り行為に対する罰則規定の追加)
平成26年	7月	1日 資源集団回収活動報奨金制度の拡充 (報奨金単価の引上: 4円/kg→6円/kg)
平成29年	11月	1日 ごみ減量推進団体登録制度開始
平成30年	3月	30日 新ごみ処理施設竣工 全連続燃焼式焼却炉(100t/24h×2基)
平成30年	4月	1日 機構改革 環境総務課、環境保全課、環境事業課(緑風園)の3課に
平成30年	7月	1日 使用済小型家電ボックス回収開始
平成30年	10月	1日 落葉の再資源化開始
平成31年	4月	25日 使用済小型家電回収ボックスの追加設置【保健所】
令和元年	5月	1日 小型充電式電池ボックス回収開始
令和元年	8月	1日 折り畳み式箱型ネット購入費補助金制度開始
令和元年	8月	23日 使用済小型家電回収ボックスの追加設置【イオンモール四條畷】



## (2) ごみ

表 11.2.1 ごみの量・処理費用の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人口(年度末現在)(人)	238,546	236,758	234,851	232,896	231,189
世帯数(年度末現在)	108,952	109,147	109,354	109,754	110,299
市全体のごみ量(t)	69,205	67,776	66,426	67,814	65,949
可燃ごみ	53,210	51,862	50,339	50,522	49,500
古紙・古布	3,925	3,874	4,059	3,848	3,962
不燃ごみ	2,557	2,512	3,741	2,522	3,063
臨時ごみ	753	839	758	785	700
資源ごみ	2,028	2,004	2,002	2,008	1,958
廃プラスチック・ ペットボトル	4,249	4,206	4,263	4,204	4,236
持ち込みごみ	2,483	2,479	2,652	2,537	2,530
1 日に出るごみの量 (t)	189	186	182	186	180
1人が1日に出すごみの 量(g)	793	784	775	798	779
ごみの処理にかかった 費用(億円)	24.3	24.2	21.9	20.1	18.7
1 日あたりの処理費用 (万円)	663	664	600	551	511
ごみ 1 t あたりの処理 費用(円)	35,067	35,739	32,969	29,640	28,355
ごみ袋 1 つあたりの処 理費用(円)	175	179	165	148	142
1 人あたりの処理費用 (円)	10,173	10,231	9,325	8,630	8,089
1 世帯あたりの処理費 用(円)	22,274	22,192	20,027	18,314	16,954

※ ごみ処理施設建設工事費は除いています。

※ 市全体のごみ量については、蛍光灯・スプレー缶を含みます。

表 10.2.2 ごみ排出量の推移

	平成 21 年度 (基準年)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
家庭系ごみ排出 原単位 (g/人・日)	678.5	647.3 (▲4.6%)	644.2 (▲5.1%)	629.3 (▲7.3%)	655.2 (▲3.4%)	643.6 (▲5.1%)
事業系ごみ排出 原単位 (g/人・日)	214.7	218.6 (1.8%)	210.8 (▲1.8%)	211.9 (▲1.3%)	207.8 (▲3.2%)	201.4 (▲6.2%)
再生利用率 (%)	20.8	21.9	21.8	21.1	21.1	21.3
最終処分量 (t)	11,926	10,646 (▲10.7%)	10,476 (▲12.2%)	10,089 (▲15.4%)	9,623 (▲19.3%)	8,339 (▲30.1%)

※各年度の ( ) 内は、平成 21 年度比の増減

表 10.2.3 資源ごみ集団回収量の推移

区 分 年 月	新聞紙	雑誌	段ボール	古布	牛乳パック	雑紙	アルミ缶	合計
	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)
平成26年 1月～6月	2,311,221	484,077	386,176	144,566	5,056	165,770	70,559	3,567,425
平成26年 7月～12月	2,328,496	439,164	405,743	134,226	5,623	153,955	79,055	3,546,262
平成27年 1月～6月	2,142,925	484,820	371,035	143,110	8,882	166,094	68,754	3,385,620
平成27年 7月～12月	2,144,702	426,408	399,295	130,137	7,022	148,070	81,265	3,336,899
平成28年 1月～6月	2,020,306	463,252	365,447	137,849	7,286	156,190	73,260	3,223,590
平成28年 7月～12月	2,058,884	397,100	392,467	126,543	5,577	133,125	85,805	3,199,501
平成29年 1月～6月	1,890,200	446,415	367,504	138,337	6,784	144,585	73,526	3,067,351
平成29年 7月～12月	1,861,200	376,270	379,280	122,284	5,990	119,881	86,345	2,951,250
平成30年 1月～6月	1,767,750	445,890	370,462	131,954	7,525	139,808	74,142	2,937,531
平成30年 7月～12月	1,771,319	419,502	390,144	128,859	6,339	121,630	86,170	2,923,963
令和元年 1月～6月	1,739,869	483,222	387,059	147,726	7,982	124,744	86,764	2,977,366
令和元年 7月～12月	1,679,987	409,282	408,967	126,263	7,608	121,113	91,451	2,844,671

表 10.2.4 資源ごみ回収量等の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収集量 (t)	5,953	5,878	5,855	6,046	5,920
回収量 (t)	5,565	5,409	4,894	5,191	4,971
びん	1,054	917	588	619	618
白ガラス	239	244	243	256	241
茶ガラス	207	223	163	166	185
混合ガラス	608	450	182	197	192
アルミ	124	148	118	134	136
スチール	276	313	261	290	272
再生紙・布	3,895	3,827	3,764	3,930	3,701
その他有価物	216	204	163	218	244
売却額 (円)	36,653,573	49,351,366	31,770,920	27,632,146	20,460,690
びん	228,981	238,499	-	-	-
白ガラス	166,929	171,311	-	-	-
茶ガラス	62,052	67,188	-	-	-
アルミ	12,769,888	8,038,980	7,803,487	8,986,118	5,518,301
スチール	2,607,617	1,340,830	3,286,299	4,382,770	2,249,169
再生紙・布	19,474,500	39,232,801	18,823,300	11,790,570	11,296,081
その他有価物	1,572,587	500,256	1,857,834	2,472,688	1,397,139

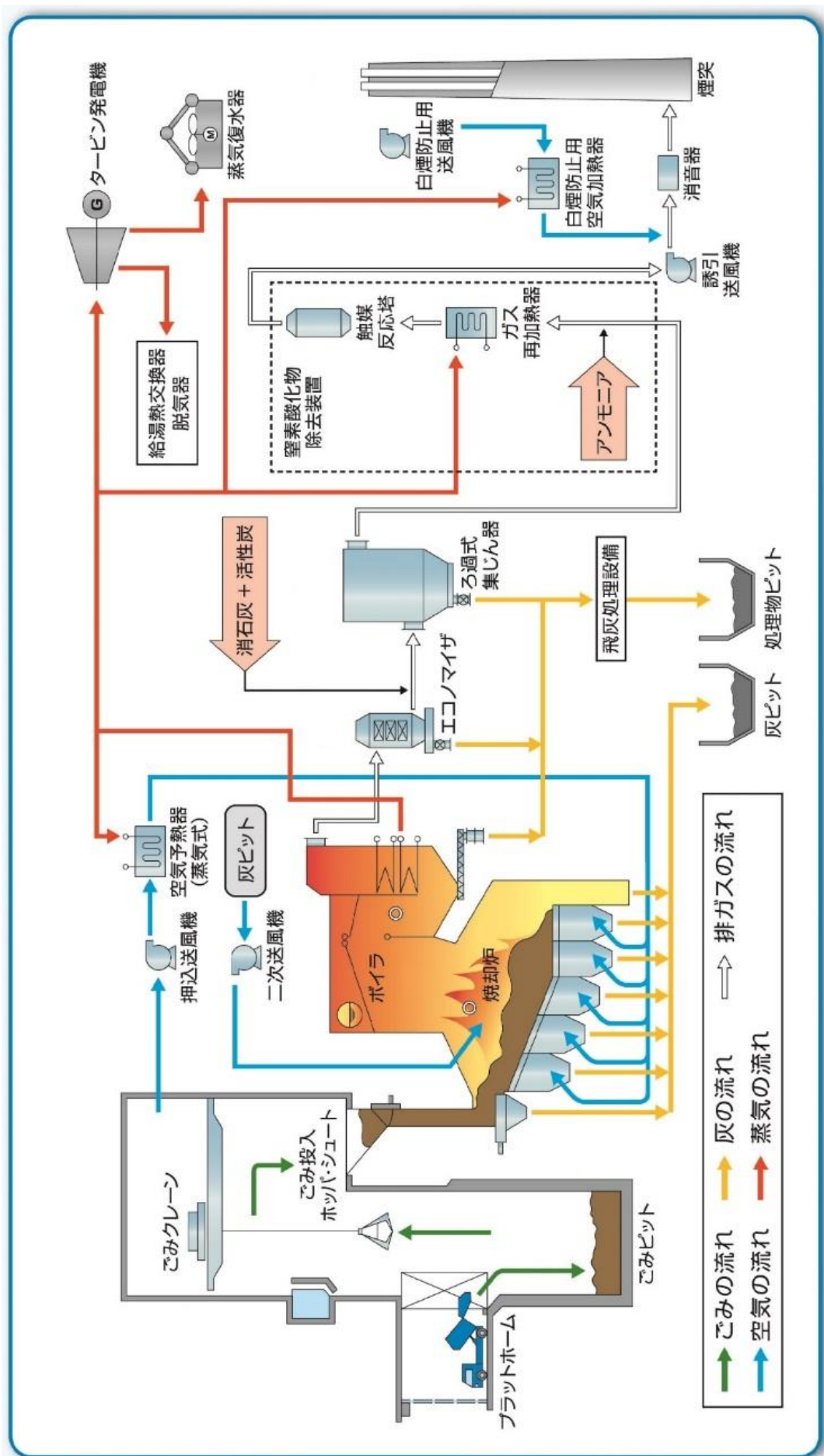
(3) ごみ処理施設

表 10.3.1 寝屋川市クリーンセンターにおける排ガス測定結果 (平均値) の推移

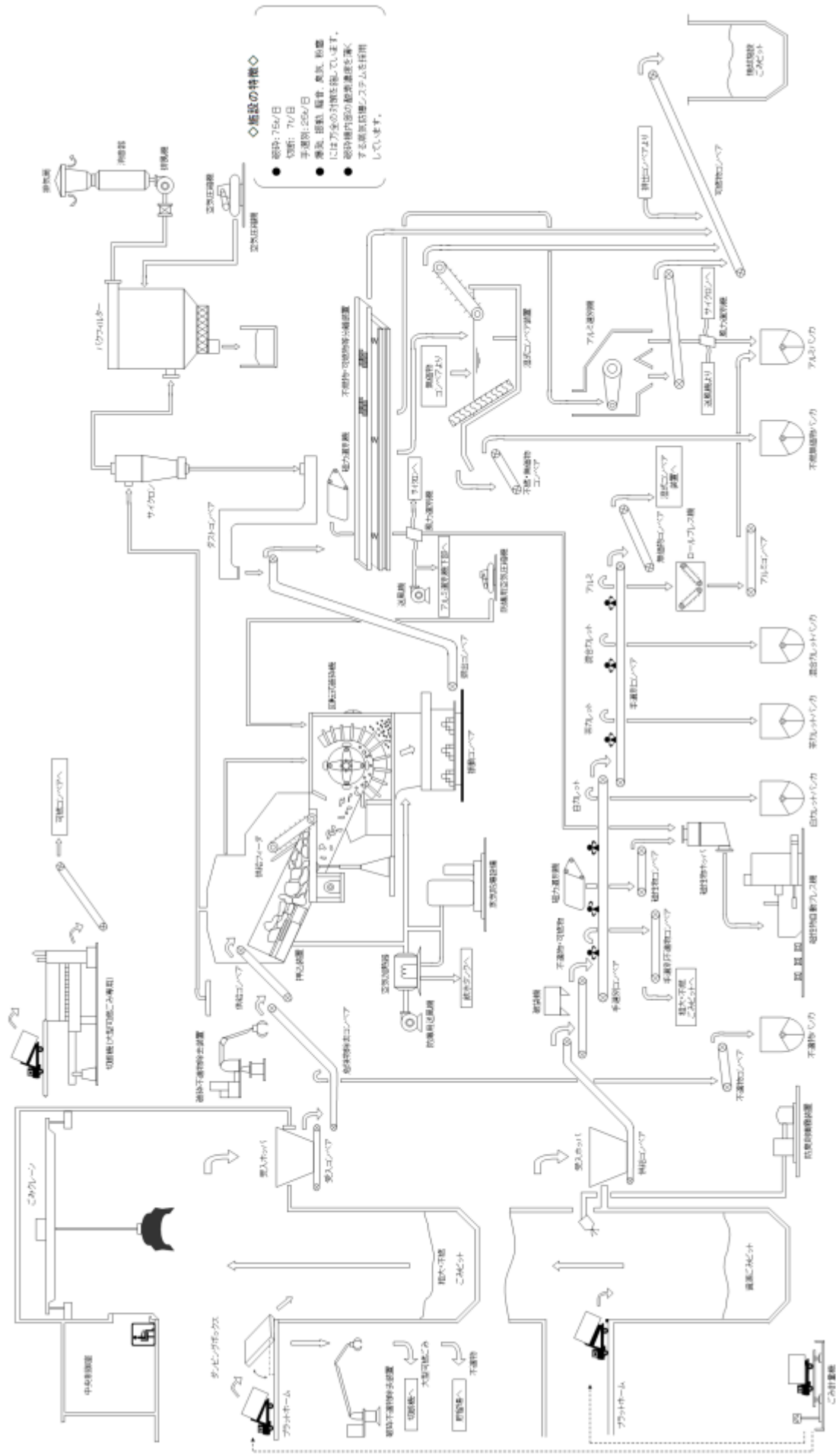
年 度	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)		硫黄酸化物 (m <sup>3</sup> N/h)		窒素酸化物 (ppm)		塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)	
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
平成 26 年度	0.053		0.789		49		57	
平成 27 年度	0.060		0.505		75		54	
平成 28 年度	0.052		0.428		76		81	
平成 29 年度	0.056		0.746		73		69	
平成 30 年度	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
	0.00015	0.00015	0.216	0.254	13	13	19	19
令和元年度	<0.001	<0.001	0.160	0.187	17	17.5	16.5	12.5

表 10.3.2 寝屋川市クリーンセンターにおけるダイオキシン類測定結果の推移

年 度	排ガス (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		ばいじん (ng-TEQ/g)	燃え殻 (ng-TEQ/g)
平成 26 年度	0.22		2.20	0.0180
平成 27 年度	0.30		0.82	0.0099
平成 28 年度	0.15		0.67	0.0091
平成 29 年度	0.30		0.45	0.0180
平成 30 年度	1号炉	2号炉	0.29	0.0025
	0.00012	0.0012		
令和元年度	0.00002	0.00013	0.15	0.0000015



・粗大・不燃・資源ごみの処理



#### (4) し尿

表 10.4.1 くみ取り・浄化槽・下水道人口の推移

年 度	くみ取り (人)	浄化槽 (人)	下水道 (人)
平成 27 年度	1,247	3,813	233,486
平成 28 年度	664	3,631	236,758
平成 29 年度	522	3,457	230,872
平成 30 年度	465	3,291	229,140
令和元年度	416	3,133	227,640

表 10.4.2 し尿収集処理量の推移

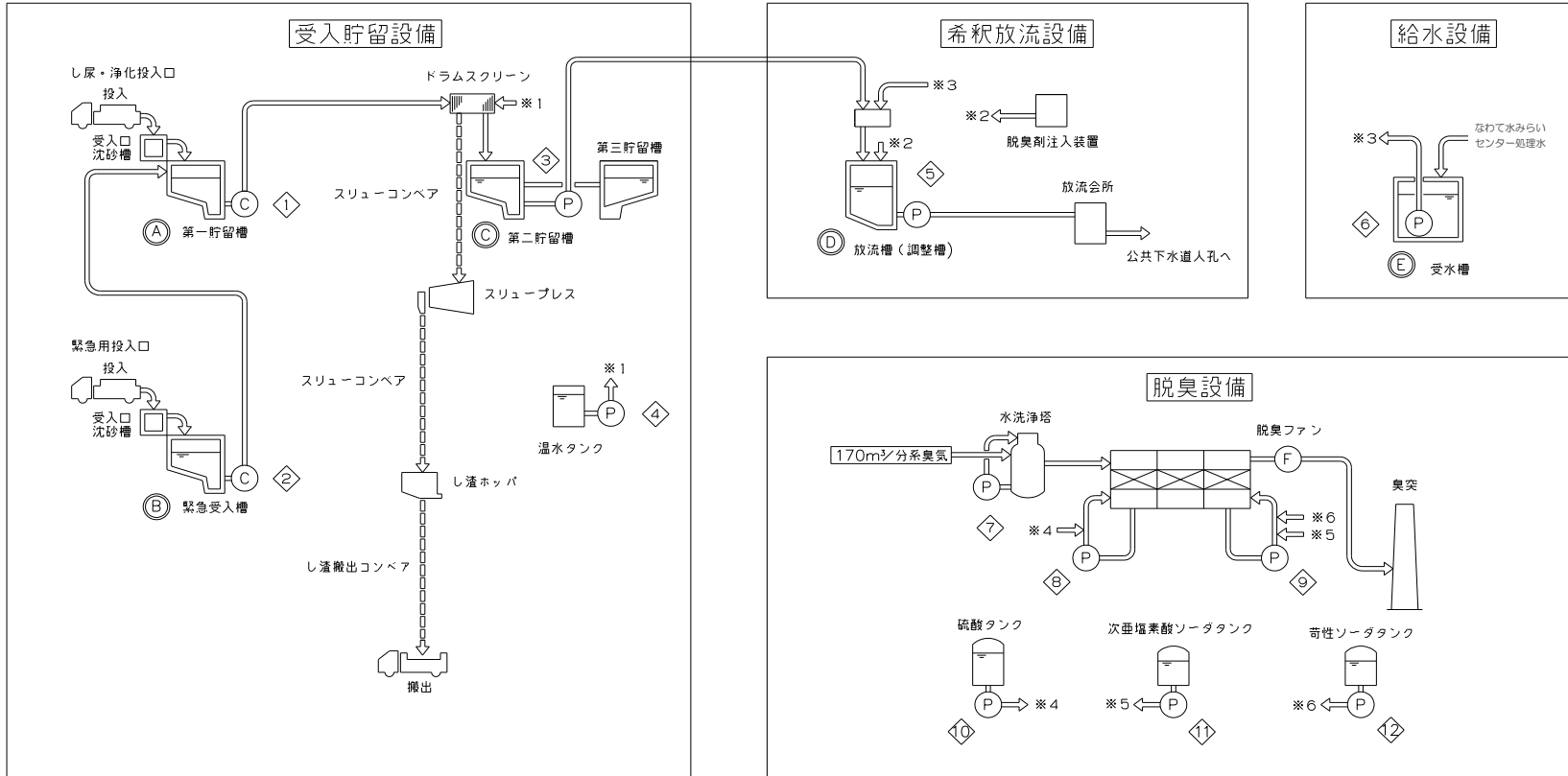
年 度	し 尿 (kℓ)	浄化槽汚泥 (kℓ)	合 計 (kℓ)
平成 27 年度	2,205	1,384	3,589
平成 28 年度	1,899	1,524	3,423
平成 29 年度	1,380	1,407	2,787
平成 30 年度	996	1,322	2,318
令和元年度	878	1,328	2,206

#### (5) し尿処理施設

表 10.5.1 寝屋川市緑風園における排水測定結果 (平均値) の推移

年 度	水素イオン 濃度 (指数)	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	浮遊物質 量 (mg/ℓ)	窒素含有量 (mg/ℓ)	磷含有量 (mg/ℓ)
平成 27 年度	7.2	80	143	47.0	5.60
平成 28 年度	7.4	88	127	46.0	5.80
平成 29 年度	7.2	92	123	47.9	5.73
平成 30 年度	7.2	69	157	43.3	5.11
令和元年度	7.3	70	160	46.5	5.04

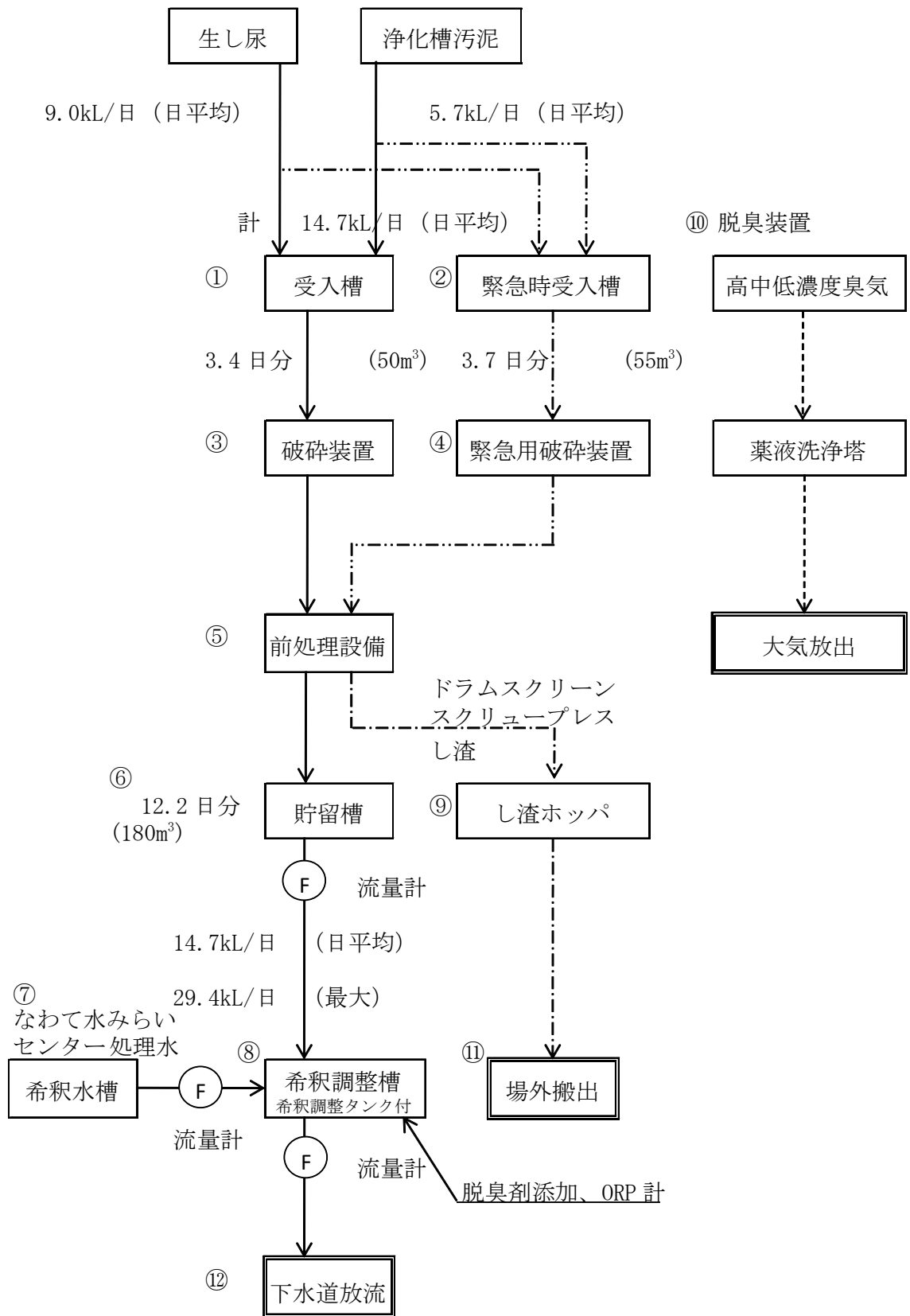
# 公共下水道放流フローシート



## 凡 例

①	破砕機ポンプ	⑥	希釈ポンプ	⑩	次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	Ⓒ	第三貯留槽(予備槽)
②	破砕機ポンプ	⑦	循環ポンプ	⑪	苛性ソーダ注入ポンプ	Ⓓ	放流槽
③	移送ポンプ	⑧	酸循環ポンプ	Ⓐ		Ⓔ	受水槽(工業用水)
④	温水洗浄ポンプ	⑨	アルカリ循環ポンプ	Ⓑ			
⑤	放流ポンプ	⑩	硫酸注入ポンプ	Ⓒ			

公共下水道放流フローシート



放流量

$$14.7\text{kL/日} \times (1 + 18) = 279.3\text{m}^3/\text{日} \text{ (日平均)}$$

$$14.7\text{kL/日} \times (1 + 18) \times 2 = 558.6\text{m}^3/\text{日} \text{ (最大)}$$



(6) 産業廃棄物

表 10. 6. 1 令和元年度産業廃棄物処理業の許可件数

産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管を含む)		産業廃棄物処分業	
新規許可	更新許可	新規許可	更新許可
0	2	0	3

表 10. 6. 2 令和元年度特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管を含む)		特別管理産業廃棄物処分業	
新規許可	更新許可	新規許可	更新許可
0	0	0	0

表 10. 6. 3 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可状況 (R 2. 3. 31 現在)

業の区分	業者数	施設の区分	施設数
産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管を含む)	5	産業廃棄物処理施設	5
産業廃棄物処分業	4		
特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管を含む)	0		
特別管理産業廃棄物処分業	0		

表 10. 6. 4 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出件数

年 度	提出件数	内、電子マニフェスト
		令和元年度

表 10. 6. 5 産業廃棄物処理計画書等の提出件数

年度	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	処理計画書	実施状況報告書	処理計画書	実施状況報告書
令和元年度	14	4	6	5

表 10. 6. 6 令和元年度自動車リサイクル法に基づく登録・許可等の件数

引取業		フロン類回収業		解体業		破砕業	
新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新
2	8	1	0	0	2	0	1

表 10. 6. 7 自動車リサイクル法に基づく業の登録・許可状況（R2.3.31 現在）

業の区分	業者数
引取業	39
フロン類回収業	12
解体業	3
破砕業	1

表 10. 6. 8 P C B 廃棄物等の保管及び処分状況等届出件数

年 度	令和元年度
届出件数	82

表 10. 6. 9 令和元年度 P C B 廃棄物の処理台数等状況

P C B 廃棄物の種類	単位	年度当初 保管量	委託処分量	年度中 保管開始量	年度末 保管量
トランス	個/台	32	15	26	43
コンデンサ	個/台	239	169	27	97
安定器	個/台	848	765	124	207
廃油	k g	744	100	8,700	9,344
その他機器類	個/台	7	3	2	6
その他	k g	474	264	316	526

表 10. 6. 10 立入検査回数

年 度	令和元年度
産業廃棄物処理業者	17
産業廃棄物処理施設設置者	3
自動車リサイクル法登録・許可業者	30
産業廃棄物多量排出事業者	9
P C B 廃棄物保管事業者	31

## 11. 環境の苦情・陳情

### (1) 公害

表 11.1.1 公害苦情件数

	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
平成 27 年度	9	15	44	8	8	9	93
平成 28 年度	2	13	45	2	11	3	76
平成 29 年度	6	11	50	6	10	3	86
平成 30 年度	35	10	51	9	10	7	122
令和元年度	32	7	64	12	21	12	148

表 12.1.2 立入検査等回数

	大気 汚染	水質 汚濁	下水	騒音	振動	悪臭	土壌	その他
平成 27 年度	87	24	74	111	21	8	0	3
平成 28 年度	93	30	75	67	3	4	0	3
平成 29 年度	93	14	53	71	6	5	2	3
平成 30 年度	164	16	59	68	7	5	3	8
令和元年度	122	76	94	106	10	10	4	2

※水質汚濁・下水は採水検査を含む。

### (2) 公害以外

表 11.2.1 その他公害以外の苦情・相談件数

	空き地
平成 27 年度	37
平成 28 年度	36
平成 29 年度	38
平成 30 年度	39

	空き地・その他	資材・廃材の堆積	合計
令和元年度	61 件	28 件	89 件

※ 令和元年度以降集計方法を変更

## 12. 環境啓発と学習

### (1) 環境美化の推進

表 12.1.1 駅前啓発の実施状況の推移

	延べ参加人数			歩行喫煙中止率		
	職員	推進員	合計	啓発件数	中止件数	中止率
平成 27 年度	278 人	305 人	583 人	48 回	45 回	93.8%
平成 28 年度	163 人	211 人	374 人	25 回	19 回	76.0%
平成 29 年度	351 人	310 人	661 人	28 回	25 回	89.3%
平成 30 年度	218 人	249 人	467 人	20 回	17 回	85.0%
令和元年度	90 人	189 人	279 人	7 回	6 回	85.7%

表 12.1.2 駅前定点調査結果の推移

	寝屋川市駅	香里園駅	萱島駅	東寝屋川駅	合計
平成 26 年度	410 本	445 本	440 本	380 本	1,675 本
平成 27 年度	351 本	453 本	489 本	424 本	1,717 本
平成 28 年度	255 本	451 本	183 本	370 本	1,259 本
平成 29 年度	435 本	417 本	462 本	406 本	1,720 本
平成 30 年度	682 本	466 本	384 本	152 本	1,684 本

※令和元年度はコロナウイルスの影響により調査なし

### (2) こどもエコ・クラブ

表 12.2.1 こどもエコ・クラブ登録団体数及び人数

年 度	団体数	人 数		
		会 員	サポーター	合 計
平成 27 年度	登録なし	-	-	-
平成 28 年度	登録なし	-	-	-
平成 29 年度	登録なし	-	-	-
平成 30 年度	登録なし	-	-	-
令和元年度	登録なし	-	-	-

(3) 出前講座

表 12.3.1 出前講座開催状況の推移

年 度	講 座 内 容	開催回数	参加人数
平成 27 年度	地球温暖化ってなに？	0 回	0 人
	つくろう！美しいまち	0 回	0 人
	ねやがわの生物多様性	2 回	61 人
	生活(くらし)に役立つ “ 4 (3) R (7-ル) ”	3 回	59 人
	合 計	5 回	120 人
平成 28 年度	地球温暖化ってなに？	0 回	0 人
	つくろう！美しいまち	2 回	54 人
	ねやがわの生物多様性	0 回	0 人
	生活(くらし)に役立つ “ 4 (3) R (7-ル) ”	19 回	387 人
	合 計	21 回	441 人
平成 29 年度	地球の危機 温暖化	1 回	43 人
	つくろう！美しいまち	0 回	0 人
	ねやがわの生物多様性	0 回	0 人
	生活(くらし)に役立つ “ 4 (3) R (7-ル) ”	12 回	315 人
	ねやがわ市の「ごみの現状と減量化の取組」	9 回	278 人
	合 計	22 回	636 人
平成 30 年度	地球の危機 温暖化	2 回	48 人
	つくろう！美しいまち	0 回	0 人
	ねやがわの生物多様性	0 回	0 人
	生活(くらし)に役立つ “ 4 (3) R (7-ル) ”	8 回	207 人
	ねやがわ市の「ごみの現状と減量化の取組」	2 回	31 人
	合 計	12 回	286 人
令和元年度	地球の危機 温暖化	1 回	15 人
	つくろう！美しいまち	0 回	0 人
	ねやがわの生物多様性	0 回	0 人
	生活(くらし)に役立つ “ 4 (3) R (7-ル) ”	4 回	102 人
	ねやがわ市の「ごみの現状と減量化の取組」	0 回	0 人
	合 計	5 回	117 人

### 13. 地球環境

#### (1) 地球温暖化対策

表 13.1.1 寝屋川市役所の温室効果ガス別排出量の推移 (単位：t-CO<sub>2</sub>)

	平成 25 年度 (基準年度)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
二酸化炭素	36,850	35,530 (▲3.6%)	32,577 (▲11.6%)	29,952 (▲18.7%)
メタン	1,455	1,618 (△11.2%)	1,636 (△12.4%)	1,580 (▲8.6%)
亜酸化窒素	1,063	954 (▲10%)	965 (▲10.2%)	941 (▲11.5%)
HFC	1,573	3,289 (△109%)	2,860 (△81.8%)	2,931 (△86.3%)
総排出量	37,916	36,489 (▲3.7%)	33,546 (▲11.5%)	30,897 (▲18.5%)

※ ( ) 内は、平成 25 年度比の増減

表 13.1.2 寝屋川市役所の活動区別温室効果ガス排出量の推移 (単位：t-CO<sub>2</sub>)

	平成 25 年度 (基準年度)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
燃料の使用	3,074	3,230 (△5.1%)	3,107 (△1.1%)	2,716 (▲11.6%)
電気の使用	15,572	11,812 (▲24.2%)	8,419 (▲46%)	6,917 (▲55.6%)
廃棄物の処理	18,760	21,017 (△12%)	21,599 (△15.1%)	20,863 (△11.2%)
自動車の使用	509	426 (▲16.3%)	418 (▲17.9%)	398 (▲21.8%)
その他	1,573	3,289 (△109%)	2,860 (△81.8%)	2,931 (△86.3%)
温室効果ガス 総排出量	37,916	36,489 (▲3.7%)	33,546 (▲11.5%)	30,897 (▲18.5%)

※ ( ) 内は、平成 25 年度比の増減

※ 算定方法の見直し等により、値が変更される場合があります。

表 13.1.3 市域における二酸化炭素排出量の推移

	平成2年度 (t-CO <sub>2</sub> )	平成26年度 (t-CO <sub>2</sub> )	平成27年度 (t-CO <sub>2</sub> )	平成28年度 (t-CO <sub>2</sub> )	平成29年度 (t-CO <sub>2</sub> )	平成30年度 (t-CO <sub>2</sub> )	対平成2年度 (基準年)比
産業部門	198,253	102,135 (134,022)	108,161 (135,681)	117,523 (147,171)	110,541 123,382	111,659 107,762	-43.7% (-45.6%)
民生家庭部門	245,946	254,572 (331,388)	245,015 (306,578)	303,841 (380,375)	308,824 345,453	279,419 270,081	+13.6% (+9.8%)
民生業務部門	81,816	175,507 (243,131)	163,091 (217,744)	160,204 (211,832)	163,993 189,000	157,087 150,173	-20.8% (-24.3%)
運輸部門	300,411	232,593 (234,545)	220,706 (222,348)	218,259 (219,868)	220,072 220,828	216,616 216,417	-27.9% (-28.0%)
廃棄物部門	26,815	16,617	16,666	19,382	19,032	20,105	-25.0%
合計	853,241	781,424 (959,703)	753,639 (899,017)	819,209 (978,628)	822,462 (897,695)	784,886 (764,538)	-8.0% (-10.4%)
対平成2年度 (基準年)比	-	-8.4% (+12.5%)	-11.7% (+5.4%)	-4.0% (+14.7%)	-3.6% (+5.2%)	-8.0% (-10.4%)	-
人口(人)	258,721	240,829	239,594		239,594	233,897	-9.6%
世帯数	88,396	108,474	108,853		108,853	109,511	+23.9%
電力排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh) <small>※クレジット等反映後</small>	0.353	0.523	0.496	0.493	0.418	0.334	-5.4%

※各欄上段は電力の二酸化炭素排出係数を平成2年度のものに固定して算出した場合の数値、下段の括弧内は各年度の電力の二酸化炭素排出係数(表中最下行)を用いた場合の数値です。

※人口・世帯数は寝屋川市統計書より抜粋した各年度10月1日現在のものです。

※各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、値が変更される場合があります。



## 14. 生物多様性

### (1) 自然環境教室

表 14.1.1 自然環境教室の取組状況の推移

年 度	月 日	行 事	場 所	講 師	参加人数
平成 27 年度	10 月 25 日	ドングリ調査	深北緑地	山田晃さん、渡辺俊之さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	65 人
	1 月 17 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	44 人
平成 28 年度	6 月 9 日	メダカ調査	寝屋川観音橋	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	35 人
	7 月 3 日	水生生物調査	幸町公園	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	73 人
	11 月 6 日	ドングリ調査	深北緑地	山田晃さん、渡辺俊之さん、 寺西喜久雄さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	55 人
	1 月 22 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	43 人
平成 29 年度	6 月 3 日	メダカ調査	寝屋川観音橋	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	27 人
	7 月 2 日	水生生物調査	幸町公園	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	52 人
	11 月 5 日	ドングリ調査	深北緑地	山田晃さん、渡辺俊之さん、 寺西喜久雄さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	53 人
	1 月 21 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	41 人
平成 30 年度	6 月 2 日	メダカ調査	寝屋川観音橋	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	53 人
	7 月 1 日	水生生物調査	幸町公園	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	24 人
	11 月 4 日	ドングリ調査	深北緑地	山田晃さん、渡辺俊之さん、 寺西喜久雄さん、木村雅行さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	81 人
	1 月 20 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	26 人
令和元年度	6 月 1 日	メダカ調査	寝屋川観音橋	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	25 人
	7 月 7 日	水生生物調査	幸町公園	玉井理恵さん (水辺に親しむ会)	63 人
	11 月 3 日	ドングリ調査	深北緑地	山田晃さん、渡辺俊之さん、 寺西喜久雄さん、木村雅行さん (寝屋川市自然を学ぶ会)	34 人
	1 月 19 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	49 人

表 14.1.2 確認された野鳥の推移

平成28年1月17日(平成27年度)						30種類
アイガモ	アオサギ	オオバン	カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ
カワラヒワ	キジバト	ケリ	ゴイサギ	コガモ	コサギ	シジュウカラ
ジョウビタキ	スズメ	セグロセキレイ	タシギ	ツグミ	ドバト	ハクセキレイ
ハシビロガモ	ハシブトガラス	ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	マガモ
ムクドリ	モズ					
平成29年1月22日(平成28年度)						37種類
アオサギ	アオジ	イカル	ウグイス	エナガ	オオバン	オカヨシガモ
カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キジバト	キセキレイ
ケリ	ゴイサギ	コガモ	コサギ	シジュウカラ	ジョウビタキ	シロハラ
スズメ	セグロセキレイ	チョウゲンボウ	ツグミ	ドバト	ハクセキレイ	ハシビロガモ
ハシブトガラス	ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	マガモ	ムクドリ
メジロ	モズ					
平成30年1月21日(平成29年度)						37種類
アオサギ	アオジ	アリスイ	ウグイス(声)	オオバン	オカヨシガモ	オシドリ
カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キジバト	キセキレイ
ケリ	ゴイサギ	コガモ	コゲラ(声)	コサギ	ジョウビタキ	シロハラ
スズメ	セグロセキレイ	タシギ	ツグミ	ドバト	ハクセキレイ	ハシビロガモ
ハシブトガラス	ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	ホオジロ(声)	ムクドリ
メジロ	モズ					
平成31年1月20日(平成30年度)						
アオサギ	アオジ	イカル	オオジュリン	オオバン	オカヨシガモ	カイツブリ
カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キジバト	キセキレイ	ケリ
ゴイサギ	コガモ	コサギ	シジュウカラ	ジョウビタキ	スズメ	セグロセキレイ
ダイサギ	タシギ	チョウゲンボウ	ドバト	ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス
ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	ベニマシコ	ホシハジロ	マガモ
ムクドリ	メジロ	モズ				
メジロ	モズ					
令和2年1月19日(令和元年度)						
アオサギ	アオジ(声)	アマガシドリ	イソヒヨドリ	ウグイス	オオバン	オカヨシガモ
カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キジバト	キセキレイ
ゴイサギ	コガモ	コサギ	シジュウカラ	ジョウビタキ	スズメ	セグロセキレイ
ダイサギ	タシギ	ツグミ	ドバト	ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス
ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	ホオジロ	マガモ	ミコアイサ
ムクドリ	メジロ	モズ				

表 14.1.3 確認された水生生物

年 度	調査日	河 川	いきものの種類と数		
			メダカ	カダヤシ	その他のいきもの
平成26年度	6月7日	寝屋川	0	10以上	アメンボ・オイカワ・カダヤシ・カワトンボヤゴ・コイ・シジミ・スジエビ・タウナギ・タニシ・タモロコ・ドジョウ・ヌマエビ・フナ・ブルーギル・ミシシッピアカミミガメ・モツゴ・ヨシノボリ
	7月6日	打上川	10以上	10以上	アメリカザリガニ・アメンボ・イトトンボヤゴ・ウシガエル・ウシガエルオタマジャクシ・オイカワ・カダヤシ・カワニナ・コオイムシ・シジミ・スジエビ・トノサマガエル・ヌマエビ・ヌマガエル・ヒメダカ・フナ・マツモムシ・メダカ・モツゴ・モノアラガイ・ヨシノボリ
平成27年度	雨天により中止				
平成28年度	6月9日	寝屋川	0	10以上	アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・カダヤシ・コオイムシ・スジエビ・ドジョウ・ヌマエビ・ハグロトンボヤゴ・フナ・ブルーギル・ミシシッピアカミミガメ・モツゴ・ヨシノボリ
	7月3日	打上川	0	10以上	アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・オオクチバス・カダヤシ・スジエビ・タウナギ・タモロコ・ドジョウ・ヌマエビ・ハグロトンボヤゴ・モツゴ・ヨシノボリ
平成29年度	6月3日	寝屋川	0	10以上	アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・オタマジャクシ・カダヤシ・コイ・コオイムシ・スジエビ・タモロコ・ドジョウ・ヌマエビ・フナ・ミシシッピアカミミガメ・モツゴ・ヨシノボリ
	7月2日	打上川	0	10以上	アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・カダヤシ・コイ・コオイムシ・スジエビ・タモロコ・ドジョウ・ヌマエビ・ハグロトンボ・フナ・モツゴ・ヨシノボリ
平成30年度	6月2日	寝屋川	0	10以上	アメリカザリガニ・アメンボ・ウシガエルオタマジャクシ・オイカワ・オケラ・カダヤシ・ハグロトンボ・ハグロトンボヤゴ・コイ・コオイムシ・スジエビ・タウナギ・ドジョウ・ヌマエビ・フナ・ヨシノボリ
	7月1日	打上川	0	10以上	アオダイショウ・アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・オオコイムシ・オケラ・カダヤシ・カワトンボ・シジミ・スジエビ・ドジョウ・ヌマエビ・フナ・ブルーギル・ミシシッピアカミミガメ・モツゴ・ヨシノボリ
令和元年度	6月2日	寝屋川	0	10以上	アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・カダヤシ・カワトンボ・カワニナ・ギンブナ・コオイムシ(幼虫)・シジミ・スジエビ・タモロコ・テナガエビ・ドジョウ・ヌマエビ・ヌマガエル・フナ・モツゴ・ヨシノボリ
	7月1日	打上川	1	10以上	アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・カダヤシ・カワトンボ・カマツカ・コイ・コオイムシ・タモロコ・ドジョウ・ヌマエビ・フナ・メダカ・モツゴ・モノアラガイ・ヨシノボリ

## 15. 用語の解説

### 【あ行】

#### ◇亜鉛 (Zn)

亜鉛の化合物には塩化亜鉛、炭酸亜鉛、酸化亜鉛等があり、防錆、電池、ボイラーの防食等の用途がある。亜鉛は、生物にとって必須元素であるが、多量に摂取すれば貧血などの障害を起こす。

#### ◇アスベスト (石綿)

天然に産する繊維状鉱物の総称。耐熱性、紡織性、経済性等に優れていることから、建築物の耐火被覆材、保温材等に使われている。しかし、吸入することにより肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO (世界保健機関) ではアスベストを発ガン物質と断定。このため、現在では、0.1%重量超石綿含有製品の製造等が禁止となっている。

#### ◇アルキル水銀 (R-Hg)

水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄、手足のマヒなどの中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。主な発生源は、化学工場、乾電池製造など。

#### ◇暗騒音

ある音を測定対象とした場合の、対象の音以外の音のこと。

#### ◇硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)

硫黄分を含む燃料の燃焼により発生する物質をいい、主なものとしては、二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub> 亜硫酸ガス) と三酸化硫黄 (SO<sub>3</sub> 無水硫酸) とがあり、大気汚染の原因の部分は、亜硫酸ガスによるものと考えられている。刺激性が強く、高濃度で呼吸器機能に影響を及ぼし、ときには感冒症候群、気管支喘息、咽喉頭炎などの障害を起こすこともある。主な発生源は、重油燃焼ボイラー、硫黄製造工場、ごみ焼却場などがある。

#### ◇一酸化炭素 (CO)

空気と混合拡散しやすい無色無臭の気体で、炭素又は炭素化合物が不完全燃焼するか

炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに発生するもので、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給を阻害し、ひどいときには窒息に至る。

#### ◇一酸化窒素 (NO)

化学的には銅に希硝酸を作用させるなどの方法で生じる無色無臭の気体で、水に溶けにくく、空気よりやや重い。有機物の燃焼過程で生成し、酸素に触れると直ちに酸化されて二酸化窒素になる。光化学スモッグの成因に関連する。

#### ◇塩化水素 (HCl)

気体は無色で刺激性が強く、空気より重い。水に溶解すると塩酸となり金属溶解性が強く腐食性がある。人体に対し腐食性毒として働く。

#### ◇オゾン (O<sub>3</sub>)

紫外線・X線等の短波光線が酸素分子に反応すると発生する。特有の臭いがある淡青色の気体で、熱・光によって分解されやすく強い酸化力があり、吸引すると呼吸困難等を起こす。対流圏のオゾンは、オキシダントの主成分であり、成層圏のオゾンは、太陽からの有害紫外線を遮断している。

#### ◇音圧レベル

音圧の大きさを基準値との比の常用対数によって表現した量 (レベル) で、単位はデシベル (dB) が用いられる。

#### ◇温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。この濃度の増加が地球温暖化の主原因とされており、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、2013年からの第二約束期間で追加された三フッ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

### 【か行】

#### ◇化学的酸素要求量 (COD)

水中の有機物を酸化剤で酸化したときに

消費する酸素量を表したものの。酸化剤としては、一般的に過マンガン酸カリウムが使われる。

#### ◇カドミウム (Cd)

カドミウムの化合物には塩化カドミウム、酸化カドミウム、炭酸カドミウム等があり、摂取すると肝臓や腎臓に蓄積し、機能障害を起こす。また、カルシウムが失われて骨軟化症を起こすこともある。主な発生源は、メッキ工場、電子機器製造業、電池の製造業など。富山県神通川流域に発生したイタイタイ病はこのカドミウムが原因である。

#### ◇環境アセスメント (環境影響評価)

環境に影響を及ぼす恐れのある事業の計画案の決定に先立ち、社会的に開かれた手続きのもとでその影響の程度等を事前に調査、予測評価し、計画案の決定に反映させる手続きのこと。

#### ◇環境基本計画

環境基本法で、環境の保全に関する多様な施策を、長期的な観点から総合的かつ計画的に推進するため、政府の環境保全に関する施策の基本的な計画を、内閣総理大臣が中央環境審議会の意見を聞いて、閣議決定により定めると規定しているもの。

#### ◇逆転層

通常、空気の温度は地表付近が上方と比べ高くなるが、冬などで地表付近の温度が低く、上方の温度のほうが高くなり逆転している空気の層のこと。空気の対流が起きにくく、大気汚染物質が拡散しにくくなる。

#### ◇光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽からの強い紫外線を浴びると光化学反応を起こし、オゾンの主成分とする酸化性物質が発生する。光化学オキシダントとは、これらの酸化性物質の総称で目に痛みを覚えたり、呼吸器等に悪影響を及ぼしたりする。

#### ◇公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路、その他公共の用に供

される水路のうち、公共下水道及び流域下水道で終末処理場を設置しているものを除いたもの。

#### 【さ行】

#### ◇酸性雨

化石燃料の燃焼によって出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨に溶解し、硫酸や硝酸となって雨や雪と共に降ること。普通の雨がpH 5～6なのに対し、pH 2～4の強い酸性を示す。皮膚が刺激されるほか、森林は枯れ、湖沼が酸性化されて魚類が死滅したり、建物が溶けたりする。

#### ◇シアン (CN)

化合物は青酸カリなどで知られる有害な物質で、シアンが作用すると組織内窒息を起こして死亡する。通常は数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、けいれんなどを起こして死亡し、少量摂取の場合は、耳鳴り、おう吐などを起こす。主な発生源は、メッキ工場、製鉄所、化学工場など。

#### ◇四塩化炭素 (CCl<sub>4</sub>)

無色、不燃性で水に難溶性の液体であり、フロン11、フロン12などの製造原料。大気中の寿命はきわめて長く、特定フロンと同程度のオゾン層破壊能力がある。日本では1989年当時に約57,000トン生産されていたが、1990年に開かれたモントリオール議定書の締約国会合で規制物質に取り上げられたことから、1995年末までに四塩化炭素の生産は原則停止された。また開発途上国に対しても、2010年までに全廃することとされた。

#### ◇1,4-ジオキサン

無色透明の液体で、抽出・精製・反応用溶剤として用いられている有機化合物。有機溶媒や溶剤として使用されている。

#### ◇1,3-ジクロロプロペン

淡黄色の液体で、水に溶けにくく、揮発性がある。有機塩素系殺虫剤の有効成分で、土壌中の害虫防除に使われている農薬である。

#### ◇ジクロロメタン

塗料の剥離剤、脱脂洗浄剤、冷媒などに用いられる有機塩素化合物。無色透明で芳香臭

があり、水に溶けにくく揮発性がある。多くの有機化合物を溶解するため工業的にはよく用いられるが、自然界では分解しにくい。

#### ◇水銀 (Hg)

常温で唯一液体の金属。湿った空气中で酸化物になりやすく有毒である。神経系をおかし、手足のふるえをおこしたり、言語障害、食欲不振、聴力・視力の減退をもたらしたりする。

#### ◇水素イオン濃度 (pH)

水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標であって、pH7は中性、7より大きいときはアルカリ性、7より小さいときは酸性となる。

#### ◇生物化学的酸素要求量 (BOD)

河川中の汚染物質が水中の微生物により酸化され、炭酸ガスなどに分解されるとき、微生物が必要とする酸素量をいい、数値が高いほど水質汚濁の著しいことを示す。

#### ◇セレン (Se)

コピー機の感光ドラムや太陽電池などに使われる非金属元素。銅精錬やスクラップ精錬に伴って生産され、日本は世界で最大の生産国になっている。セレンは人間にとって必須元素であり、抗酸化作用があるが、過剰な摂取は健康に影響を及ぼす。

#### ◇総水銀 (T-Hg)

有機水銀と無機水銀の総称。無機水銀の人体への毒性は有機水銀に比べ低いとされているものの、自然界で有機水銀化するとの見解があることから、一括して規制されている。

#### ◇総量規制

一定地域内の汚濁(汚染)物質の総排出量を環境保全上許容できる限度にとどめるよう、工場等の汚濁(汚染)物質の許容排出量を定めて規制する方法をいう。寝屋川市においては、大気関係では窒素酸化物、硫黄酸化物、水質関係では化学的酸素要求量、窒素、リンについて総量規制が実施されている。

#### 【た行】

#### ◇ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾジオキシン(PCDD)、

ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーPCBの総称。ものの燃焼等の過程で非意図的に生成する物質であり、発ガン性、生殖毒性など多岐にわたる毒性がある。

#### ◇大腸菌群数 (E. Coli)

大腸菌は人等動物の腸管内の常在菌であり、本来有害なものではないが、水中で検出されるということは、し尿汚染の可能性が高いため有害な病原菌の存在の可能性があるので水質汚濁の指標とされている。また大腸菌群とはグラム陰性、無芽胞性の桿菌で乳糖を分解してガスを発生する、すべての好気性及び通性嫌気性の菌の総称である。

#### ◇炭化水素 (HC)

炭素と水素からなる化合物の総称。光化学スモッグの原因の一つとされており、炭化水素の一種であるメタンは地球温暖化の一因にもなっているといわれる。人為的発生源は、印刷、塗料、金属の脱脂、クリーニング用溶剤、接着剤等の製造工場、自動車の排気ガス等がある。

#### ◇地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。地球温暖化が進行すると、平均海面水位の上昇、異常気象の増加、生物種の減少、感染症の拡大など、人や環境への様々なリスクが増大することが予測されている。

#### ◇窒素

肥料の三要素の一つで、リンとともに湖沼など閉鎖性水域の富栄養化の原因物質である。水中では、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素等いろいろな形態で存在し、海域及び湖沼では、全窒素として環境基準が設定されている。

#### ◇窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)

窒素の酸化物の総称で、自動車の排気ガス、重油・石炭、ボイラー等の燃焼過程で発生し、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)が大部分をしめている。NOは刺激性がないものの、血液中のヘモグロビンと結合して酸素

の供給を阻害し中枢神経に作用する。また $\text{NO}_2$ は粘膜刺激性があり、呼吸器に影響を与える。

#### ◇直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

家庭用及び業務用の合成洗剤として使用されており、わずかではあるが繊維を染色加工する際の分散剤や、農薬などの乳化剤に使用されている。

#### ◇低公害車

既存の燃料（ガソリン・軽油）を使用する車と比較して、排出ガスがないか、又はその量が相当少ない自動車を指し、電気自動車やハイブリット自動車、天然ガス自動車などがある。

#### ◇低周波音

人の耳では聞き取りにくいような低い周波数の空気振動のことを言う。低周波空気振動は、騒音と比べ、障壁による遮音効果や解析による減衰が小さく、身体的影響等についても未知な部分が多い。

#### ◇テトラクロロエチレン

脱脂洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤、フロン113の原料、医薬品や香料などに用いられる有機塩素化合物。無色透明の液体で水に溶けにくく、揮発性があり、燃えにくい。生分解性は低く、土壤中では酸素のない嫌気状態でゆっくり分解する。

#### ◇等価騒音レベル（Leq）

測定時間内の騒音の総エネルギーを時間平均した値のこと。

#### ◇特定建設作業

建築工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業のこと。騒音規制法及び振動規制法において定められており、作業実施前に届出が必要。

#### ◇1,1,1-トリクロロエタン

金属の常温洗浄、蒸気洗浄やドライクリーニング用溶剤に用いられる有機塩素化合物。無色透明の芳香臭のある液体で、燃えにくく、揮発性があり、水に溶けにくい。また水より重く、有機物含有量の多い土壤に吸着するが、

一般には吸着しにくい。生分解性は低く、大気中では比較的安定しており、オゾン層破壊の原因物質のひとつと考えられている。

#### ◇1,1,2-トリクロロエタン

溶剤、塩化ビニリデンの原料、接着剤やラッカーなどの生産に用いられる有機塩素化合物。無色の液体で水に溶けにくく揮発性があり、水より重く、土壤に吸着されにくく生分解性は低い。

#### ◇トリクロロエチレン

機械器具部品の脱脂洗浄剤や溶剤などに用いられる有機塩素化合物。無色透明の液体で水に溶けにくく、揮発性がある。水より重く、有機物含有量が多い土壤には吸着するが、一般には吸着しにくく、地下に浸透する。生分解性は低く、土壤中では、酸素のない嫌気状態でゆっくり分解する。

#### 【な行】

#### ◇鉛（Pb）

酸化鉛、塩化鉛、有機鉛化合物等がある。大量に体内に入ると急性中毒を起こし、腹痛、おう吐、下痢、尿閉等が現れ、激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合は、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。主な用途は、顔料、鉛蓄電池などがある。

#### ◇二酸化硫黄（ $\text{SO}_2$ ）

硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こし、また酸性雨のもとになるなど公害の原因物質となる。

#### ◇二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）

化石燃料などの炭素を含む化合物が燃えることで発生する無色無臭の気体。大気中以外にも鉱泉中にも含まれることが多い。地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの代表格とされている。

#### ◇二酸化窒素（ $\text{NO}_2$ ）

赤褐色で刺激臭のある気体で、一酸化窒素が、大気中の酸素と反応して生成される。高濃度で呼吸器に悪影響を与えるほか、酸性雨や光化学スモッグの原因となっている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビ

ルや家庭の暖房機器など広範囲にわたる。

#### ◇ノニルフェノール

界面活性剤の合成原料であり、殺虫剤、殺菌剤、抗カビ剤に用いられる。

#### 【は行】

#### ◇微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）

浮遊粒子状物質（SPM）のうち、粒径が2.5μm以下のものをいう。微小なため肺や気管等の深部に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがある。

#### ◇ヒ素（As）

一般に毒性が強く、嘔吐、下痢、脱水症状などを起こし、多量に摂取すると血便、血圧降下、けいれんなどにより死亡することもある。また長期にわたって少量ずつ摂取すると、知覚障害、皮膚障害、肝臓肥大、貧血などを起こし、循環器障害で死亡することもある。

#### ◇非メタン炭化水素

メタン以外の炭化水素の総称をいい、主な発生源は塗装施設、ガソリンスタンド、化学プラント及び自動車など。非メタン炭化水素には環境基準が設定されていないが、光化学スモッグの発生防止対策としての指針値がある。

#### ◇浮遊物質（SS）

水中に浮遊する粒子径2mm以下の物質の量をいい、一定量の水をろ過し、乾燥してその重量を測ることとされており、値が大きいほど水質汚濁が著しいことを意味する。

#### ◇浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質のうち、その粒径が10μm以下のものをいい、砂塵や燃えかすの炭素等であるといわれ、鉄や鉛などの重金属も含まれている。粒径が小さいため気管、気管支、肺にまで達し、沈着するため影響が大きい。

#### ◇ポリ塩化ビフェニル（PCB）

熱安定性、電気絶縁性、不揮発性のためその使用範囲は、熱媒体、絶縁油、コンデンサ、ノーカーボン紙などに用いられていた。カネミ油症事件の原因物質で大きな社会問題となったため、現在製造が禁止されている。

#### 【や行】

#### ◇要請限度

騒音規制法及び振動規制法に規定されているもので、自動車騒音・振動がこの要請限度の値を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による処置をとるように要請することができる。また、必要があると認める場合は当該道路部位分の構造改善、その他自動車騒音・振動の大きさの減少に資する事項に関して、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べるができる。

#### ◇溶存酸素量（DO）

水に溶けている酸素の量をいい、値が小さいほど水質汚濁の著しいことを示す。魚の生息には5mg/l以上が必要といわれている。

#### 【ら行】

#### ◇六価クロム（Cr<sup>6+</sup>）

大量に摂取すると、おう吐、腹痛、けいれん、ショック、昏睡、尿毒症などを起こし死に至る。皮膚に触れると皮膚炎、浮腫等が起こる。主に染料、染色皮革、メッキなどに使用されている。

#### 【単 位】

1 t	:1ト	=1×10 <sup>6</sup> g	100 万倍
1 kg	:1キログラム	=1×10 <sup>3</sup> g	1000 倍
1 g	:1グラム	=1×10 <sup>0</sup> g	1
1mg	:1ミリグラム	=1×10 <sup>-3</sup> g	1000 分の 1
1μg	:1マイクログラム	=1×10 <sup>-6</sup> g	100 万分の 1
1pg	:1ピコグラム	=1×10 <sup>-12</sup> g	1 兆分の 1
1 ppm:			100 万分の 1
1 ppb:			10 億分の 1



